

官報号外 平成元年六月九日

○第一百十四回国会衆議院会議録 第二十号

平成元年六月九日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成元年六月九日
午後二時三十分開議

第一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(内閣提出)

第四 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出)

第五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(内閣提出)

日程第四 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

坂野自治大臣の平成元年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時三十三分開議

○議長(田村元君) これより会議を開きます。

日程第一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(田村元君) 日程第一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、日程第二、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長中西啓介君。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔中西啓介君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

○中西啓介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、その内容を申し上げます。

第一に、累積債務問題解決のため、開発途上国に対する資金還流を円滑に進めるための手段をできるだけ多様化する必要があること等にかんがみ、本邦外において事業を行う者に対し、出資することができるることにしております。

用させ、これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付されることとするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額を五百円から七百万円に引き上げることとも、金融自由化に的確に対応するため、政令で定める定期郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができることとすること等の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は、金融自由化その他の社会経済環境の変化に対応して郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替及び郵便振替の料金について、その体系を簡明化するとともに、法律に定める上限金額の範囲内で、郵政大臣が政令で定める審議会に諮問した上、その具体的料金は省令で定めることができます。次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、五月二十四日片岡郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十五日質疑を行い、同日質疑を終了したところ、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) これより採決に入ります。

まず、日程第四及び第七の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多數。よって、両案とも受託 국내放送をする無線局の免許に関する規定を整備し、あわせて、放送番組の収集、保管等の業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整備しようとしてあります。

以上が四法律案の概要であります。まず、貯金関係の三法律案は、五月二十四日片岡郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、三法律案の採決を行いましたところ、金融自由化対策費

金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案は賛成多数をもって、郵便貯金法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、また、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、五月二十四日片岡郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十五日質疑を行い、同日質疑を終了したところ、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

日程第八 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(田村元君) 日程第八、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長鳩山邦夫君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山邦夫君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

本案の主な内容は、

第一に、秋田大学に医療技術短期大学部を併設

「異議なし」と呼ぶ者あり」

することとし、また、群馬大学に併設されている工業短期大学部を廃止することとし

第二に、国立大学共同利用機関について、国立大学を中心とする共同利用の機関から広く大学の共同利用の機関に改めるとともに、これを大学共同利用機関と称することとする

第三に、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成元年度の職員の定員を定めることと

医科技大学等に係る平成元年度の職員の定員を定めることと

などとあります。

本案は、二月二十二日に本院に提出され、三月六日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る五月二十四日西岡文部大臣から提案理由の説明を聴取し、審査を行い、同日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し自由民主党の町村信孝君から、本案の施行期日を「公布の日」とする修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第九 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(田村元君) 日程第九、恩給法等の一部を

改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長吹田愧君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔吹田愧君登壇〕

○吹田愧君 大いに議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給額及び各種恩給の最低保障額を平成元年四月から二・〇二%増額する等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図るうとするものであります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託され、五月二十五日金丸総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、宮里松正君から施行期日にに関する修正案が提出され、趣旨説明を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

経済情勢等にかんがみ早急に実施すべき措置を講ずることとしております。

第二に、国庫補助負担率の取り扱いの見直しに係る額については、補助負担率の復元、国のたばこ税の地方交付税対象税目への追加、地方交付税の増額及び建設地方債の増發等により、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置しております。

第三に、地方財政の中期的健全化を図る見地から、財源対策債償還基金の計上、交付税特別会計借入金の一部返済等所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域づくり・ふるさとづくりを進めるとともに、住民生活に直結した社会資本の整備等を図るために、地方単独事業費の確保等所要の措置を講ずることとしております。

第五に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに平成元年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は六十二兆七千七百二十七億円となり、前年度に比し四兆九千五百二十九億円、八・六%の増加となつております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方財政の状況等にかんがみ、今回の国庫補助率の見直しに伴う地方公共団体の財源確保を

加えるとともに、平成元年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずることとしております。

また、平成元年度分の普通交付税の算定についても、地域振興に要する経費、公共施設の整備に要する経費、教育施策に要する経費、福祉施策に要する経費等の財源を措置するほか、財源対策債償還基金費の創設その他各種の制度改革等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため、単位費用を改定することなどとしております。

以上が、平成元年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(田村元君) 平成元年度地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対する質疑

についての発言及び趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。安田修三君。

○議長(田村元君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対する質疑が通告されています。順次これを許します。安田修三君。

〔安田修三君登壇〕

○安田修三君 私は、日本社会党・護憲共同代表し、大いに議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案及び今年度地方財政計画につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたしました。

國際的に重要な立場と責任のある我が国において、本来は祝福すべき新しい政権が生まれたにも

かかわらず、一国民として眺めたときに、悲しみべきことに逢着しなければなりません。御存じのように、ある雑誌は「宇野パートタイマー内閣」という見出しを使って新内閣の性格を表現しているのであります。また、七日付のアメリカのワシントン・ポスト紙やヘラルド紙では、総理の倫理について、日本のある雑誌の記事を紹介するなど、総理の人格や識見に疑問を投げかけた報道が国内外にまで及んでいます。

宇野総理、あなたの党内の手続はいざ知らず、国会ではあなたは多数をもって指名されました。しかば、あなたは、みずからの人格、識見について、この場で、一国の総理にふさわしいことを明らかにしておく責務がおありではないでしょうか。

さて、地方財政計画についてお尋ねいたしま

す。

ここ数年間、国の予算と並行して伸び率の小さかった地方財政計画も、本年度は八・六%という九年ぶりの八多台になりました。この間、昭和五十七年以来ずっと低く抑えられ、国庫補助負担率の削減などによって国の赤字を地方自治体に転嫁し、地方財政の健全化が阻まれ、その結果、公債費負担比率も上昇してきています。

今年度は消費税の導入によって地方の財源は大きく変わりました。今まで独立した市町村税であつた電気税、ガス税、木材引取税が全面廃止となりました。道府県税であつた料理飲食税、娛樂施設税は、消費税との調整で大幅に減り、合わせて一兆九百九十四億円の自主財源を地方団体は失ったのであります。

この穴埋めに消費譲与税が創設されたのであります。

リカのワシントン・ポスト紙やヘラルド紙では、総理の倫理について、日本のある雑誌の記事を紹介するなど、総理の人格や識見に疑問を投げかけた報道が国内外にまで及んでいます。

宇野総理、あなたの党内の手続はいざ知らず、国会ではあなたは多数をもって指名されました。しかば、あなたは、みずからの人格、識見について、この場で、一国の総理にふさわしいことを明らかにしておく責務がおありではないでしょうか。

さて、地方財政計画についてお尋ねいたしま

す。

国と地方との財源比率は、国が四六・九、地方が五三・一、自主財源比率は六八%ということになっておりますが、一つは、地方分権に逆行して、地方の主要独立財源をなくしたこと、二つは、消費譲与税に見られるように、配分基準が変動する可能性があることなどによりまして、財源の性質は不安定化を強めると言えるのであります。

総理は、地方を大事にされるなら、地方に全く独立した税財源を配分し、複雑多岐で住民にわかるよう改革されたいと思いませんが、所見をお伺いしたいと存じます。

税制改革においては、国と地方との税の適正な再配分が行われるべきであるのですが、こうしたことは一向に触れず、かつ、地方税改革の懸案事項のほとんどが見送られました。すなわち、近八件、他は生活保護費の一部復元のほかは削減のまま恒久化あるいは暫定扱いとなり、公共事業等の投資系統は依然として暫定扱い延長のままであります。このように補助負担率を政治的に裁断して、当初の約束を守らず地方に仕事と財政の負担をふやしていくことは、国と地方との信頼関係を失わせることになります。

ですが、従来からの地方譲与税に消費譲与税が加わり、同じ譲与税でも、留保財源のあるものとなるものとが混在し、税の名称だけではその性格がわからなく、複雑になってきたのであります。

また、国庫補助負担率の恒久化によって、負担率削減が固定化されたものに対する財源補てんの一部として、国たばこ税を地方交付税対象税目に追加するということになりました。

國税三税を対象として簡素であった地方交付税は、国税五税となり、税率も三種類になつて、これまで複雑となるのであります。

国と地方との財源比率は、国が四六・九、地方の実施率は六七・三%となつていてあります。が、公営住宅の場合は四九・八%であります。

この数字が示すところ、住民と密着している地方団体において、昔の悪代官のように消費税は取れないのです。実施団体の中には、行政努力によって単価を切り下げる、消費税を上乗せして従前の料金にしているものもありますので、実質は実施率が下がるものと言えるのであります。私は、地方行政の立場からも、こうした実態に立つて、住民と自治体を苦しめる消費税を廃止されたいと思いますが、総理の所見をお聞きしたいのであります。(拍手)

昨年度末で暫定措置が終わる約束でありました国庫補助負担率は、経常経費系統で復元したもの八件、他は生活保護費の一部復元のほかは削減のまま恒久化あるいは暫定扱いとなり、公共事業等の投資系統は依然として暫定扱い延長のままであります。このように補助負担率を政治的に裁断して、当初の約束を守らず地方に仕事と財政の負担をふやしていくことは、国と地方との信頼関係を失わせることになります。

次に、地方交付税についてお伺いいたしたいと思います。

地方交付税が複雑になってきたことはさきに指摘したとおりであります。まして、国庫補助負担

率削減のため、算定基準を無理にやりくりして事業補正で補つてまひつておりました。また、ふるさとづくり特別対策事業の交付税措置の方式や一億円各自治体配分のよう、本来の交付税の機能が曲げられ、失わされてきているのであります。交付税が地方自治体固有の財源として、各自治体間の財政調整機能を果たしつつ、自主的に使われているものが、国の政策に誘導されて交付されるものがふえてきたのであります。言うなれば、個別補助金から包括的大型補助金化へと機能転換の兆しが出でているのであります。地方自治体の自主性を阻害するものとして憂慮いたえません。

地方交付税は、地方財政を円滑に運営するに必要な総額を確保することが必要であります。同時に、地方の創意工夫が拘束されない自由な財源でなければなりません。交付税の性格と総額の確保について、総理のお考えを尋ねるのであります。

さて、総理に、地方の活性化についてお尋ねいたしたいと思います。

さきの竹下前総理はふるさと創生をキヤッチャフレーズにされました。中曾根内閣時代の個性的で魅力ある町づくり、地域づくりを積極的に推進するという方策、竹下内閣の創意工夫を継承した町づくり、村づくり、地域づくりという方針は、ともにいざれも中身ははつきりしませんでしたが、宇野総理は、今度は言葉のかけらもありません。

あなたは、わずかに土地対策の中であるさと創生という言葉をとらえ、臨時行政改革推進審議会の答申を待つて、行政改革の中で地方自治の体制を築き上げると言つておられます。今日、内政の重要な課題である地方の活性化について何ら理念のないあなたの所信は、全く進路のない船出に等しい

失望感を与えるのみであります。地方の活性化について総理のお考えをお聞きいたしたいと存します。

また、今年度から地方財政計画にふるさとづくり特別事業として地方債が計上され、「自ら行う地域づくり」事業として、地方交付税の中から配分する交付団体に一律一億円を交付税の中から配分することにしております。また、地域総合整備財團の創設と融資制度、ふるさと市町村園基金の設置などがあります。このふるさと創生という名に乗つて、各省庁は四十余のプロジェクトがあることとという名前をつけた新規の予算をとつております。

さて、新内閣発足以來、各種の世論調査が発表されております。本日は日本世論調査会の五、六両日の調査結果が地方紙に一齊に報じられております。宇野内閣に対する支持三五・五%、不支持四九%、自民党支持三一・二%、野党支持合計四三・八%。

み合わせて地方財政の運営に支障を生じないよう措置しているところでもあります。御理解のほどをお願い申し上げます。

失望感を与えるのみであります。地方の活性化について総理のお考えをお聞きいたしたいと存じます。

また、今年度から地方財政計画にあるさとづくり特別事業として地方債が計上され、「自ら考え付団体に一律一億円を交付税の中から配分することにしております。また、地域総合整備財團の創設と融資制度、ふるさと市町村圏基金の設置などがあります。このふるさと創生という名に乗つかかって、各省庁は四十余のプロジェクトがあること」という名前をつけた新規の予算をとつております。

同じようなことは、昭和五十九年度からまちづくり特別事業が計上されており、事業内容は、大小の差こそあれ、類似しているのであります。そして地方債の引き当てや交付税措置があるかどうかの違いがつけられているのであります。これでは、みずから考えるどころではなく、別の観点からすれば、二重、三重のひもがつけられていることになります。

もし本当に地方にみずから考えて仕事をさせるなら、権限を思い切って地方に移譲すること、一億円の配分額や暫定加算、交付税特会への借入返済金などをまとめて、新たに地方振興基金をつくり、地方の農漁業の振興や福祉のプランに自由に使えるようにすること、地方債の認可制をやめること、独立税を与えること、こうしたことなどをおやりになつたらどうでしょう。地方制度調査会も再三、権限移譲について答申を行つてゐるのでありますが、総理並びに自治大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(宇野宗佑君) 岩田さんの御質問にお答え申し上げます。

最初に、パート内閣、パートタイム内閣といふうな話がございましたが、私たちはそのようなつもりは毛頭いたしておりません。つなぎでもなければ暫定でもない、しっかりと大地に根をおろしまして、私たちは政治改革を断行していくたい、かのように思つておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

その次に、地方独立財源の強化及び地方財政対策、これに関しまして御質疑がございました。

さきに成立した税制改革によりまして、地方税財源の減収というものが生じますが、これは御承知のとおり、消費税の一一定割合を譲与税と交付税に分けまして、これで対処することにいたしております。また、地方独立財源の充実強化を図ることとは重要な課題で、もう当然のことと存じますので、今後とも努力をいたしたいと思います。

地方財政対策が複雑だという御指摘でござります。平成元年の地方財政対策は、各般の措置を組

み合わせて地方財政の運営に支障を生じないよう措置していくところでございます。御理解のほどをお願い申し上げます。

国・地方の税源配分に関しましても御意見を伺いました。

さきに成立いたしました税制改革は、税を納める国民にとりましては、国税と地方税をあわせた税制全体として、その中で所得、消費、資産等の均衡のとれたものとすることが要であるという観点から取りまとめられたものでございます。したがいまして、国・地方の財源配分のあり方につきましては、国・地方間の事務配分のあり方等抜粋的な問題と関連をいたしておりますから、幅広い観点からこれは今後も検討を続けていきたい、かようと思つております。

地方団体の消費税の転嫁でございます。

これまで、今申し上げられましたような幾つかの地方団体が消費税の転嫁のための措置を講じておりますが、中には未実施の地方団体もござります。未実施ということになりますと、やはり一般財源から使わなくてはならないというふうなことになりますので、むしろ住民にとりましては不公平ではなかろうか、かように考えます。できるだけ早い機会に適切な措置をとられるよう、さらに指導しなければならないと考えております。

消費税は廃止してはどうかということでおなじますが、毎回申し上げましたとおり、我々といったましましては、将来の高齢化社会、また国際化社会等々のことをおもんばかりまして、豊かな長寿。福祉社会をつくるためには必要な財源である、かように思つております。したがいまして、廃止する考え方ございません。

しかし、いろいろな戸惑いを生じておるなじみの薄い税であるということ等を考えました場合に、謙虚に国民の声に耳を傾けまして、そうした問題に関しましても、今後税調でひとつ検討してください。勉強してくださることを、私は大蔵大臣にお願いを申し上げた次第でございます。

交付税制度に関しましてのお話がございます。

地方交付税は、その交付に当たりまして、一般財源でございますから、したがって用途を制限してはならないということでございます。今後とも、その制度の趣旨に沿いまして、適切に運用してまいる所存でございます。

また、平成元年度の交付税の総額に関しましては、財政運営に支障を来さないよう所要額を確保する、このことに意を用いたいと思います。

国土形成の観点からの地域の活性化というお話を私も地方議員出身でございますから、十二分に地方の重要性のことはよく知っております。中央集権を排除して地方自治を確立せよというのが地方自治体における一番大切な問題であるうと思っておりますが、現在、そしめた政治上の問題を抜きにいたしましても、東京一極集中ということがあらゆる面においてなされております。これは是正しなければなりません。そして、やはり地方の活性化を図りながら国土の均衡ある発展を図るというのが当然政府の任務であると考えております。既に四全総も発表されております。そうした計画に基づきまして、その中の一環として多極分散型国土形成促進法、これに基づいて地方拠点地

域の開発、整備等、地域の活性化に資する諸施策を私も積極的に推進したいと考えております。前總理がふるさと創生というすばらしいアイデアのもとにその政策を推し進められております。既にしてこのことは地方においても予算化され、いろいろと各地方においてこれに対する期待が寄せられております。大切な政策でございますから、私も当然その継承をいたしまして、地方の活性化のために努力をしなければなりません。

要は、みずから考えみずから行う地域づくり、こうした地域づくりが今後も必要であるうと私は考えます。その地域づくりは、地域の自主性と主体性に基づいて進められることが基本でございます。広く住民の参加も必要でございましょう。そして、個性豊かな地域づくりに取り組まれることも必要でございましょう。こうしたことに対しましては、地方がみずから責任と判断のもとに自由に使える地方交付税等を活用して各種の支援策を講じているところでございますが、地域の活性化につながるということを期待いたしまして、今後も大いに御支援申し上げたいと思います。

地方への権限移譲の問題でございますが、国と地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方自治の尊重、これは大切なことでございますが、この観点から、住民に身近な事務は住民に身近な地方公共団体において処理できるよう国・地方間の機能分担等のあり方に幅広い検討が必要であろう、かよういう私は考えております。

政府は、従来から、臨調あるいは行革審等の答申を踏まえまして、機関委任事務の整理合理化等を推進してまいりました。平成元年度の行革大綱におきましても、国と地方の関係等に関しましては、行革審の審議を求めるながら、幅広い見地からひとつ国と地方の機能分担のあり方を見直そう、そうしたことにも考えておりますし、それがあわせて費用負担につきましても検討するなど、いろいろなことを決定しております。本年度内に予定される行革審の答申を待ちまして、一層積極的に改革を進めてまいりたいと思う次第でございます。

地域振興のための財源に関しましては、交付税総額の安定確保の見地から、交付税特別会計の借入金、暫定加算の取り扱いを決定いたしておりますが、多様な財政需要の増大に対しましては、地方一般財源の充実確保のために今後とも適切な措置をとつていただきたいと考えております。

また、地方債の許可制度等の問題もございましてけれども、こうした問題に関しましては、地方公共団体の公債の元利償還財源を地方財政計画により保障しなければならないこと、地方公共団体全体と國・民間との間の資金需要の調整を図る上で重要な役割を果たしておりますから、今後とも公共団体の安定的な、かつ円滑な財政運営を確保しなければならないと考えております。これに關しましては自治大臣から御説明がございます。

最後に、独立税の創設等に關しましても、そのため新税の創設については種々検討すべき問題点があり、慎重に対処いたしたいと思っておりまします。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣坂野重信君登壇〕

○國務大臣(坂野重信君) 安田議員の質問にお答えいたします。

私は対する質問は、整理しますと七点ぐらいになりますので、的確にお答えいたいと思います。

国庫補助負担率の見直し問題が第一点でござります。

暫定措置とされていた国庫補助負担率の取り扱いにつきましては、地方一般財源の充実を行つたところであります。が、おっしゃるよう、今後とも地方行政の自主性を高めるとともに、國・地方を通じる行政の簡素効率化を図る観点から、事業事業や補助金のあり方にについて見直しを進めてまいる所存でございます。

第二点は、暫定加算の取り扱い問題でござります。

いわゆる暫定加算八千四百四十億円の取り扱いにつきましては、自治、大蔵両省間で調整しまして結果、平成元年度以降の国庫補助負担率の取り扱いにおいて恒久化されたものに係る財源措置と均衡、その他、國・地方の財政状況を総合的に勘案いたしまして四千二百二十億円を加算することとしたものでございまして、御理解いただきたいたと存じます。

第三点は、ふるさと創生事業の問題でござります。

これは、私が自治大臣を仰せつかるに当たりまして、総理から、特にふるさと創生はしっかりと指示を受けましたので、今後ともあるさと創生問題に真剣に取り組んでまいる決意でございます。

地域づくりは地域の自主性と主体性に基づいて進められることが基本であり、「自ら考え自ら行

う地域づくり」事業等を契機といたしまして、各

地域において広く住民の参加のもとに、地域の特色を生かした個性豊かな地域づくりの取り組みが行われているところであります。

自治省といたしましては、このような地域主導の地域づくりを支援するために、地方債と地方交付税によりまして支援策を講じておるところであります。

その次は、地方への権限移譲問題でございます。國と地方の役割分担につきましては、地方分権を推進する観点から、これまでも地方への権限移譲、機関委任事務の整理合理化等に努めてきたところでございます。

ただ、これまでの整理合理化等は、從来からの地方公共団体の要望等から見ると、まだ十分とは言えないとございまして、現在、総理がおっしゃいましたように、新行革審におきまして、地域の活性化等の視点に立って國と地方の機能分担のあり方等について検討が進められているところであります。この機会に地方分権がさらに関連されるように一層の努力をしてまいりたいと存じます。

その次は、地域振興のための財源問題でございました。

地方財政は引き続き厳しい状況にあることにかんがみまして、その中期的健全化を図るために一方策として、交付税特別会計の借入金の一部を返済する措置をとったところであります。また、暫定加算につきましては、その二分の一相当額を後年度の交付税総額に加算し、交付税総額の安定

確保に資することとしております。今後とも、

地方公共団体が自主的、主体的な施策を実現できますように、地方一般財源の充実確保に努めてまいりたいと思います。

その次は、地方債の許可制度の問題でございます。その制度につきましては、今回、最近に係る補助負担率につきましては、今回、最近に

方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質す。

地方債の許可制度につきましては、地方財政計画の策定を通じまして地方債の元利償還財源を保障し、また、國、民間との資金需要の調整等を図る上から、さらにまた、地方財政及び個別団体における適正な地方債の発行規模を維持するとともに、財政力の弱い団体においても、社会資本の整備あるいは地域活性化のための必要な資金が円滑に調達できるようにするため、現状においてもこの存続する必要があると考えておる次第でござりますので、御理解いただきたいと思います。

その次は、地方独立税を創設したらどうかといふふるさと創生に必要な財源確保のため、新しい地方の税源分配のあり方など幅広い検討をする必要がありまして、今後慎重に対処すべきものと考えておる次第でござります。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣村山達雄君登壇】
〔國務大臣村山達雄君登壇〕
一つは、今度の国庫補助負担率が、一部は復元でござります。

されたり、一部は削減のまま恒久化されたり、あるいは暫定のまま残されたりしておる、國と地方の事務負担や補助率のあり方について全般的に見

直すべきではないか、こういう御意見でございま

す。

昭和六十三年度まで暫定措置が講じられた事業における財政状況、國と地方の機能分担、費用負担のあり方等を踏まえまして、改めて検討を行つた結果でございます。

なお、國と地方の関係等につきましては、新行革審におきまして幅広い観点から検討が行われるものと考えております。

第二の問題は、いわゆる暫定加算の取り扱いの問題でございました。

いわゆる暫定加算は、昭和六十年度から六十三年度まで講じられた補助率等の引き下げ措置が暫定措置であることにかんがみまして、各年度の地方財政への影響額の一部について、暫定期間終了後にその補てんに関する取り扱いを大蔵、自治両省で調整するものとされておったものでございました。

今回、暫定期間が終了することに伴いまして、両省間で調整した結果、五十九年度までの補助率等と今回定められた補助率等との関係、それから財源措置を総合的に勘案して、四千二百二十億円を平成三年度以降の交付税に加算するよう地方交付税法に法定することと定められたものでございました。

また、リクルート事件は、政治献金の分散等、政治資金規正法の抜け穴の実態が浮き彫りにされた事件であることから、総理は、政治改革を断行するため、自民党的政治改革大綱を忠実に実行します。

また、リクルート事件は、政治献金の分散等、政治資金規正法の抜け穴の実態が浮き彫りにされた事件であることから、総理は、政治改革を断行するため、自民党的政治改革大綱を忠実に実行すると言つておりますが、この大綱を見る限りでは、こうした不備が解消されるとは思えません。

すなわち、今後の政治改革に当たっては、パーティの会費を政治資金規正法の枠の中に入れる

こと、あるいは政治献金を受け取る政治団体の数を規定すること等の最低の措置をも講じようとしておりません。根本的政治改革を行うためには、

○吉井光熙君登壇】

私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました平成元年度地方財政計画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する安田修三君の質疑

少なくともこれらの点を実施すべきであると考えるのであります。が、総理の見解を伺いたいのであります。

さて、総理は、中曾根政・竹下院政という批判について強く否定をしている反面、前内閣の玉政策であつたふるさと創生政策を継承されるようであります。

今回の市町村に一律一億円の交付については、地方自治体側からは、ばらまき、また、消費税で地方税源を取り上げた口どめ料等々、非常に厳しい批判を受けております。その一方では、地方自治体が初めて自由に使える金という見方もあります。この見方こそ、まさに三割自治ならぬ一億円自治といふ現在の地方自治の実態を如実にあらわしているものであると言わざるを得ません。

また、現在、政府の地方分散推進のかけ声とは裏腹に、東京一極集中がますます盛んになってお

ります。この一極集中の原因は、国庫補助金制度や国の強大な許認可権限など中央集権化によるものであることは申すまでもありません。したがつて、これらを大幅に見直し、地方に権限を移譲することが先決であります。しかし、これらの点については何ら改革の手を加えようとはせず、ふるさと創生のように安易に金をばらまけばいいといふのは、思いつき政策と言わざるを得ないものであり、これで真の地域活性化ができるとは考えられません。

今、二十一世紀を目前にして、豊かで潤いのある地域づくりが求められておりますが、これらの事業は住民生活に密着した地方自治体の任務であ

り、このため地方自治体の役割はますます重要度を増すものと思われます。総理は、地方自治を

少なくともこれらの点を実施すべきであると考えるのであります。が、総理の見解を伺いたいのであります。

さて、平成元年度の地方財政は、依然縮めつけが厳しく、その顕著なものが国庫補助負担率の問題であります。

当初の約束に反し、政府は、投資的経費について補助率を削減したままなお二年間継続することとしており、社会福祉施設の措置費に至つては、国の負担率を削減したまま恒久化しております。高齢化社会に向けて地方自治体の責任はますます重くなりつつありますが、国庫補助負担率は長年の経緯と国・地方間の機能分担に基づいて定められたものであり、一方的な補助率削減は国・地方間に財政秩序を乱すとともに、信頼関係をも著しく損なうものであります。したがつて、政府は、地方財政を圧迫する補助負担率削減を直ちに取りやめ、昭和五十九年度以前の補助率に復元すべきであります。が、御見解をお伺いしたいのであります。

次に、消費税についてであります。前総理退陣の原因の一となつた消費税が施行され、二ヵ月が経過をいたしました。この間、国民の不満は時がたつに従つて増幅する一方であります。特に年金生活者は、食事を切り詰めるなど、生活を直撃している実態が如実に浮き彫りにされるとともに、価格騰高等の実態も明らかにされ、中小の事業者は、不満も頂点に達してお

ります。が、御見解をお伺いいたします。

こうした原因是、消費税の仕組みの欠陥や拙速。

国政上どう位置づけ、どのような役割を果たすべきなのか、総理の抱いてる地方自治像、これを伺いたいのであります。

さて、平成元年度の地方財政は、依然縮めつけが厳しく、その顕著なものが国庫補助負担率の問題であります。

また、一昨日の新聞報道によりますと、総理は中曾根派の会合で、消費税をこの夏の参議院選挙までに見直す意向を明らかにされたようではあります。しかし、先日の本会議答弁では、来年の五月まで定着状況を見守った上で見直すと答弁をされておりますが、その真意のほどはどうなのか。

さらに、この発言は参議院選挙日当時のもので、国民生活に重大な影響を与えてる消費税に対する見直しをも著しく余りにも妥協な考え方しか思えません。総理の御見解をお伺いしたいのであります。

次に、国民健康保険制度についてであります

が、近年、老人保健制度、退職者医療制度の創設等の改革が行われたものの、国民健康保険の財政基盤は依然として脆弱であり、このため、国保の保険料負担は依然大きくなっています。また、保険料負担や給付率についても、他の医療保険との格差が著しい上に、国保間でも格差があり、国民に不公平感を増幅させております。国保については不公平感を増幅させております。國保について、保険料負担の軽減措置と平準化及び給付水準を他の医療保険制度並みに改善するための保険制度の一元化を図ることが必要であります。したがつて、国保の抜本的改革についてどのようにすれば、野党の皆さん方の案も見せていただきまして、速やかにそうしたことをお互いに議論しながら、この国会において、あとわずかでござりますが、ぜひとも成立させたい、かよう

に思つておる次第でございます。

特に、リクルート事件の検査に関しましても、私は、この国会で、政府といたしましては、国会

とは当然で、一方、現在の好調な経済に支え

られた税の自然増収は、政府の見積もりを大幅に上回るとしております。したがつて、この際、消費税は撤回し、再度税制の抜本改革をすべきであると考えます。

また、一昨日の新聞報道によりますと、総理は中曾根派の会合で、消費税をこの夏の参議院選挙までに見直す意向を明らかにされたようではあります。しかし、先日の本会議答弁では、来年の五月まで定着状況を見守った上で見直すと答弁をされておりますが、その真意のほどはどうなのか。

さらに、この発言は参議院選挙日当時のもので、国民生活に重大な影響を与えてる消費税に対する見直しをも著しく余りにも妥協な考え方しか思えません。総理の御見解をお伺いしたいのであります。

次に、国民健康保険制度についてであります

が、近年、老人保健制度、退職者医療制度の創設等の改革が行われたものの、国民健康保険の財政基盤は依然として脆弱であり、このため、国保の保険料負担は依然大きくなっています。また、保険料負担や給付率についても、他の医療保険との格差が著しい上に、国保間でも格差があり、国民に不公平感を増幅させております。國保について、保険料負担の軽減措置と平準化及び給付水準を他の医療保険制度並みに改善するための保険制度の一元化を図ることが必要であります。したがつて、国保の抜本的改革についてどのようにすれば、野党の皆さん方の案も見せていただきまして、速やかにそうしたことをお互いに議論しながら、この国会において、あとわずかでござりますが、ぜひとも成立させたい、かよう

に思つておる次第でございます。

特に、リクルート事件の検査に関しましても、私は、この国会で、政府といたしましては、国会の調査権というものは大切なものです」といいますか

官 報 (号 外)

は、この調査権に対しましては法令の許す範囲でできる限りの協力を申し上げます。このように先日も申し述べました。既に、議連におきましては、これに關するいろいろと委員会の手続がなされておると承つておるような次第でござります。次に、ペーティー規制と政治団体の數の制限という問題、これも、私たちはやはり検討していくなければならない、仰せのとおりだと私は思うのであります。

自民党といたしましては、政治資金パークティーが行き過ぎにならないため、そこで我々は、パークティー取扱の明確化を図ること、二番にはパークティー券の大口購入の禁止、これは今まででなかったわけでございます、こうしたことを内容とする政治資金規正法の改正、これを出しておりますので、ぜひともひとつ御審議をお願いいたしたいと思います。

政治団体の勢に「きまし」でも、すぐに減らせども、いうことはなかなか難しうございましょううけれども、我々といたしましては、とりあえず今回の自民党案では、政治家の関係政治団体がだれのものか、それをきちっと公表しましよう、その公表の措置をいたしましよう、そうしたことと講じておるような次第でござります。

その次に、ふるさと創生を安易に受け継いだんじやないかと思われるようなお尋ねございましましたが、やはり前内閣といたしましては、このことでも一つの地方の活性化のために大切なことである、やはり東京一極集中を排除して全国土が公平に繁栄する、このことはひとつ地方自治体においても十分に考えましよう、ついては、それについてのアイデア料も何もないというふうな状態を十

二分に勘案されました前総理がお決めになられまして、現在それが進められておりますので、当然私も、そういう立派な事業は、途中で受け継いだりするものの、やはり実らしていくことが必要である、かように思っておりますので、この点も東京一極集中排除という政策とともに推進をしてまいりたいと思う次第でございます。

そんなことで、許認可権限の地方への移譲に関しましても御質疑がございましたが、これは、住民に身近な事務は住民に身近な地方公共団体において処理できるよう、国・地方間の機能分担、こうしたことのあり方についても幅広い検討が必要である。

このことに関して私は高い関心を示しておりますが、臨調、行革審等答申を踏まえまして、今後ひとつこの問題の見直し等推進していくところでございます。さらに、平成元年度の行革大綱におきましても、国と地方の関係につきましては審議を求めております。そして、国と地方の機能分担のあり方を見直しましよう、これにあわせ費用負担につきましても検討するなどを決定しておりますから、本年内に行革審の答申が出ますが、それを待ちまして、なお一層積極的に改革を図っていきたい、かように存じておる次第でございます。

地方に財源を移譲すべきではないか。これは四全総でも示されておりまして、地域特性を生かした魅力ある地域づくりがこれは大切なことは申すまでもございません。多様な財政需要の増大に対しましては、地方財源の確保と安定、これは当然國つていかなければなりませんので、適切な措置を講じたいと思います。

總理の抱いてる地方自治像はいかが、こうい
う御質問でござります。
先ほど私も、古来中央集権を排除して地方自治
を確立しようというのが地方の最大の目的である
ということはしばしば申し述べましたし、明治以
後そのような形におきまして我が国の市町村はそ
れぞれが発達してこれらたと思いますが、要は、
地方自治は民主主義の基盤である、そしてそれは
内政のかなめである、こういうふうに私は考えて
おる次第でございます。

吉井光照君の質疑

六二一

消費税の見直し等々を参議院選に絡めて話したといふ御指摘がございましたが、全くそういう事実はございません。私は派閥を離れるためのあいさつに参りましただけで、そのあいさつに参りましたときに、私の任務は政治大改革をやることでござりますから御協力をということだけを申しますと、帰ってきたわけでございますので、その点は私の申し上げましたことを御理解賜りたいと存じます。

また、消費税は廃止してはどうかということでもございますが、これは将来の高齢化社会のためにも、また国際化のためにも、私は必要な税法である、かように考えておるような次第でございま

補助率の復元に関しては、昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてまいりました事業に係る補助負担率につきましては、最近の財政状況であるとかあるいは機能分担、費用の負担等を踏まえまして改めて検討を行い、国・地方の財政関係の安定化に配慮しつつ適切な見直しを行ったところである。法律も成立いたしておるという段階でございます。しかし、いろいろとこういう問題にございましても常に関心を抱き、熱意を抱くことは、私は吉井さんと何ら変わりがないものであると考えております。

消費税の見直し発言、こうした問題でございまですが、免稅点制度の見直しは、税制改革法に定めのように、納稅者の事務負担や転嫁の実現状況等の実態把握がその前提でございます。しかし、将来の見直しに備えまして各層の意見を聴取した

い、つまり、國民の声を私たちは十分聞きたい、
そして、政府税調に実施状況等を把握する場を設
け、そして来年五月を待たずに早目に勉強を始め
てはどうか、このことは村山大蔵大臣にもお伝え
してあるところでござります。

○国務大臣(村山達雄君登壇)
〔國務大臣村山達雄君登壇〕
吉井議員にお答えいた
します。

交流減税の話でございましたが、いずれも今総理からお答えがございました。したがって、私からつけ加えることはございませんが、減税の方につきましては、今總理がおっしゃったように、これは六十三年にやつたばかりでございますし、その実態を見なければならないという点が一点。それから、特定地域の利害と絡むことがあるかないか。国税で免稅するということがその場合どういうことになるのだろうか、国政レベルの減税といふことが必要かどうか、こういう点も一つの問題点になるかも知れぬ、このように思つていることをつけて加えさせていただきます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣坂野重信君登壇〕

○國務大臣(坂野重信君) 吉井議員にお答えいたしました。

補助率問題につきましては、総理から御答弁いたしましたように、総合的な立場で検討・措置をいたします。

政府としては、審議会の検討結果や関係方面の意見等も踏まえて幅広い角度から検討を行い、平成二年度において制度の長期安定化のための改革を実施する考えでございます。(拍手)

おいて、制度の長期安定確保策について検討をいたしているところであります。

ただいまのところでは、具体的な国と地方の税源のあり方について見ますと、「二十一世紀に向けてより豊かな経済・社会を築いていく」と総論では述べていますが、具体的な国と地方の税源のあり方についてもかかわらず、昨年の税調答申の基本的な考え方を見ますと、「二十一世紀に向けてより豊かな税源偏在を是正すべきではなかつたのでしょうか。東京一極集中を是正し均衡ある国土の発展を望むのであれば、国への税源偏在を是正すべきではなかつたのでしょうか。竹下前総理は、ふるさと創生と称して各自治体に一律一億円の単なるばらまきを行いました。地方の活性化、ふるさとの発展等を真摯に望むものであれば、当然先般の税制改革において地方の自主財源の充実を図るべきであったと考えます。一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

まず第一に、さきの臨時国会において、我が党の強い反対にもかかわらず、拙速のまま通過いたしました消費税を含む税制関連六法案と地方財政との関係についてお伺いいたします。

今回の一連の税制改革の結果、地方税、地方交付税の減収額が約二兆九千億円、消費税配分額が

考へておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣小泉純一郎君登壇〕

○國務大臣(小泉純一郎君) 國民健康保険制度の抜本的改革についてのお尋ねですが、これまでも老人保健制度や退職者医療制度を創設するとともに、昨年には国民健康保険法の改正を行い、国と地方が一体となって制度の安定化を図る仕組みを導入したところでございます。

しかしながら、国民健康保険は、高齢者や低所得者の増大、医療費や所得水準の地域格差等、その運営の不安定要因となつて構造的問題を抱えていることから、現在、社会保障制度審議会において、制度の長期安定確保策について検討をいた

二兆一千億円、差し引き、地方税の減収額は八千億円になります。このことは、当然ながら、国と国への税源偏在を一層助長する結果となりました。

二兆一千億円、差し引き、地方税の減収額は八千億円になります。このことは、当然ながら、国と

地方の格差、都市と地方の格差というように、東京一極集中を是正するどころかますます拡大させる

格差拡大の改革と言わざるを得ません。また、所

得税等においても、資産格差をむしろ拡大する結

果となつておりますが、これらの点に対し、総理

の御見解を賜りたいと思います。

第二に、国と地方のあり方についてお伺いいたします。昨年の税制改革ではむしろ逆行させてしまつた。中央政府への権限の集中が増大し確立が述べられておりました。しかし、地方分権の確立は遅々として進んでおらず、前述のように、昨年の税制改革ではむしろ逆行させてしまつた。中央官庁から地方へ、副知事、総務部長等々に出向している実態を見ただけでも、地方分権が全く解決していないことがわかります。

第三に、このままでは大きな禍根を残す結果と

なることは明白であります。つまり、国と

地方の格差、都市と地方の格差というように、東京

一極集中を是正するどころかますます拡大させる

格差拡大の改革と言わざるを得ません。また、所

得税等においても、資産格差をむしろ拡大する結

果となつておりますが、これらの点に対し、総理

の御見解を賜りたいと思います。

第四に、地方の権限強化を望まれたのか、自治大臣の御見解をお尋ねいたします。

第五に、政治改革大綱を発表し、「地方

分権の確立」の中で、「わが国において、利益説導

に向けて、このままでは大きな禍根を残す結果となることは明白であります。つまり、国と地方の格差、都市と地方の格差というように、東京一極集中を是正するどころかますます拡大させる格差拡大の改革と言わざるを得ません。また、所 得税等においても、資産格差をむしろ拡大する結果となつておりますが、これらの点に対し、総理の御見解を賜りたいと思います。

第六に、このままでは大きな禍根を残す結果となることは明白であります。つまり、国と地方の格差、都市と地方の格差というように、東京一極集中を是正するどころかますます拡大させる格差拡大の改革と言わざるを得ません。また、所 得税等においても、資産格差をむしろ拡大する結果となつておりますが、これらの点に対し、総理の御見解を賜りたいと思います。

第七に、政治改革大綱を発表し、「地方分権の確立」の中で、「わが国において、利益説導

(号) 報外

型政治を生んでいるおおきな原因のひとつとして、補助金・許認可などの権限の中央政府への集中が指摘されている。と述べておられます。これは、我が党がかねてより主張してきたことと軌を同じくするものであり、中央への陳情行政を解消するためにもぜひ改善すべき課題だと考えます。そのために、私は、補助金・許認可、財源などを思い切った地方への移譲、利益説導政策を断ち切るための公共事業関係の補助金を地方に一括して交付する第二交付税制度の創設を強く要望するものであります。

少なくともこれらの方が実施されなければ、さきの大綱も美辞麗句を並べただけの絵にかいたもとに終わり、また、国民の期待を裏切る結果となるのは明らかであります。総理の御見解をお伺いいたします。

第三に、平成元年度の地方財政対策についてお伺いいたします。

昭和六十三年度の予算の国税収入の自然増収額は、補正後の見積もりをさらに二兆円程度上回り、税収は五十兆一千億程度に達する見通しとなっています。したがって、地方交付税もさらにふえることが予想されます。また、このような状況では、平成元年度においても政府の税収の見積もりを上回ることが確実と思われますが、この点について大蔵、自治両大臣の御見解をお伺いいたします。

このように、平成元年度においても地方財政計画の収入を大きく上回ることが確実な状況において、地方政府の債務残高等に配慮し、自然増収に見合った住民税減税を当然行うべきであると考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

今回、政府は、平成元年度に限り、昭和五十三年度から五十五年度発行分の財源対策債について、財源対策債償還基金費を設け、交付税措置を同じくするものであります。五十三年度から五十五年度発行分に限った理由、及び今後他年度発行分についても拡大していくのかどうか、自治大臣の御見解をお伺いいたします。

地方の活性化や自主財源の拡充のために、行政改革推進運動会議が「あるさと人口制度」の創設を提言しております。これは、ある市町村生まれの人が他の地域に移つても、当該市町村をふるさと希望する人に限りふるさと人口に加えて一定の税収を上げようとする制度であります。昭和六十二年度の道府県税の増加額の五五・九%を富裕団体だけで占めていること、平成元年度においても富裕団体の税収の伸びが大きいこと等から、財政力の格差が現在ますます広がっているという状況であります。のことからふるさと人口制度も格差是正の一助となるのではないかと考えます。が、総理の御見解をお伺いいたします。

第四に、国庫補助負担率の見直しについてお伺いいたします。

補助負担率の恒久化に伴い、社会福祉関係の補助金カットについて、国のたばこ税の交付税対象税目化等によって財源を賄うこととしています。しかし、高齢化の進展などにより今後さらに生活保護等の福祉需要の増大が見込まれているのに反し、喫煙者の減少傾向などからたばこ税の大きな伸びは期待できないと思われます。福祉の切り捨てなどという結果を招かぬよう、財政需要に見合った安定的な財源が必要ではないでしょうか。

来年度から五十五年度発行分の財源対策債についても拡大していくのかどうか、自治大臣の御見解をお伺いいたします。

年次から五十五年度発行分に限った理由、及び今後他年度発行分についても拡大していくのかどうか、自治大臣の御見解をお伺いいたします。

また、今回の補助率カット復元においても、本来の補助率十分の八に復元すべきところを、カットした十分の七との足して二で割った十分の七・五とした今回の復元措置は、大蔵、自治両省の駆け引きで決まった理念なき改正と言わざるを得ません。大蔵、自治両大臣の御見解をお伺いいたします。

また、公共事業等にかかる補助率等についてお伺いいたします。

去る五月十九日自治省の発表した「消費税の導入に伴う地方公共団体の使用料・公営企業料金等の改定状況について」によると、消費税の転嫁を実施または予定している団体は、都道府県、指定都市は八九・七%、指定都市を除く市町村は八三・二%となっています。転嫁義務の明白な自治体でさえこのような数字であるということは、今回の消費税の導入がいかに拙速であり、かつ、住民の不満と反対と怒りが強いかを如実に示していると言えます。どのように認識しておられるのか、自治大臣に御見解をお伺いします。

うに確保していくのか、大蔵大臣の御見解をお伺いいたします。

我が党は、さきの税制国会において、消費税導入に伴う年金生活者、喪たきり老人等の介護家庭等の負担軽減のため、昭和六十三年度補正予算において一万円の臨時福祉給付金及び五万円の臨時介護福祉金を支給することを政府・自民党と約束いたしました。対象となる約四百四十万人に対し引きで決まった理念なき改正と言わざるを得ません。大蔵、自治両大臣の御見解をお伺いいたします。

また、公共事業等にかかる補助率等についてお伺いいたします。

は、平成二年度までの暫定措置としていますが、平成三年度から補助率は復元するとはなぜか、平成三年度から補助率は復元すると理解してよいのか、総理の御見解をお尋ねいたします。

最後に、消費税と地方行政の関係についてお尋ねいたします。

去る五月十九日自治省の発表した「消費税の導入に伴う地方公共団体の使用料・公営企業料金等の改定状況について」によると、消費税の転嫁を実施または予定している団体は、都道府県、指定都市は八九・七%、指定都市を除く市町村は八三・二%となっています。転嫁義務の明白な自治体でさえこのような数字であるということは、今回の消費税の導入がいかに拙速であり、かつ、住民の不満と反対と怒りが強いかを如実に示していると言えます。どのように認識しておられるのか、自治大臣に御見解をお伺いします。

○内閣総理大臣(宇野宗佑君) 川端さんの熱心な地方自治に対する御質疑をお聞きいたしました。

最初に、国・地方間の税源配分のあり方について御質問がございましたが、この問題は国・地方の事務分配のあり方等、こうした広範な問題と

も非常に関連がござります。そこで、幅広い観点から検討すべき問題であると私は心得ております。また、税制改革におきましては、当面、国・地方の事務配分等の問題には踏み込まずに、国・地方の財政運営に基本的に影響を与えることのないよう所要の財源措置を講じたところでござります。

今後、我が国の経済社会、これが進展いたしていきますし、また、地方自治体も大きくなつてもらわなければならない。そうしたことを考えますと、地方自主財源の充実を図ることは、これは大切なことであります。個性豊かな活力ある地域社会の形成、それに伴う住民の福祉、このために引き続き重要な課題として私は考えていきたい、かように考えております。

続きまして、国・地方、都市・地方の税収格差、こういう問題も提起されました。

さきの税制改革によりまして生ずる地方税及び地方交付税の減収に対しましては、消費譲与税を創設し、また、消費税を地方交付税の対象税目に入ることによりまして、一応その運営に支障を来さないように措置をいたしたところでござります。

この結果、我々といたしましても、地方の財源配分には手厚い思いをいたしたのではないかと思つておりますけれども、税制改革において行われました個人住民税の大幅減税や地方たばこ税の従量税化などは税源の地域的偏在の是正に役立つ側面も有しております。今後ともこの地域偏在性の問題ということは一つ配慮しなければならない問題でございますので、財源調整制度の活

用を図つて、地方交付税等の活用を十二分に検討したいと思います。

資産格差の拡大でございますが、今次の税制改革では、いつも申し上げますとおり、所得、消費、資産の間での均衡のとれた税体系を、国税並びに地方税あわせて我々は考えたものでござります。

資産に対する課税に関しては、超短期譲渡益課税制度等が創設をされましたし、また、今まで、税制改革におきましては、土地税制に対しましても、利子課税に対しましても、有価証券の譲渡益の課税に対しましても、いろいろと私たちは措置を講じてまいりました。今後もその適正化を図つていただきたいと存じます。

許認可権限の地方への移譲は、これは国と地方を通ずる行政の簡素化、効率化、地方自治の尊重の観点から、前にも申しましたが、身近な事務は住民に身近な地方公共団体において処理できるよう、国と地方間におきましても、機能分担のあり方等、幅広いその検討が必要ではないだらうかと思つております。

いずれ行革審が本年内に答申をなされることがござりますから、こうした問題とあわせまして積極的にその改革を進めてまいりたいと思つております。また、平成元年度の行革大綱におきましては、國と地方の関係等に関しましては、行革審の審議を認めながら幅広い見地からその機能分担のあり方を見直しましょう、それとともに費用負担につきましても検討するなどを既に決定いたしております。そのことは御承知だらうと思ひます。

補助金や財源を地方へ移譲すべきではないか、このことに関しましても、四全総で示されておりました。

ますとおりに、地域特性を發揮するということは、我が国の地方自治体の将来のためにも、また国土の十二分なお互いの発展のためにも、必要であろうと思います。多様な財政需要の増大に対しましては、地方財源の確保と安定のために今後とも適切な措置を講じたいと考えます。

公共事業関係補助金を地方に一括交付する第二交付税制度を創設すべきではないか、こういうふうな御質問でござります。

補助金の交付に当たりましては、従来から、採択基準を改定をいたしましたり、また零細補助金の整理合理化等によりまして、効率的、効果的な執行に努めています。

公共事業関係の補助金を地方に一括交付するという考え方につきましては、国と地方の役割分担の基本にかかることとありますと同時に、全国的な観点からの公共施設の整備、政策遂行の上で補助金の重要な機能を損のうおそれがありはしないか等々の問題がござりますので、慎重な検討を必要といたします。

自然増収に見合つた住民税減税を行うべきではないかということもございました。

中堅所得者層を中心としたままして重税感、負担感を大幅に緩和するために、昭和六十二年九月において平年度六千六百億円の減税、これに加えまして、さきの税制改革で平年度九千四百億円の減税を行いました。これ以上の住民税減税は、現在のところ考えておりません。

特に川端さんの一つのアイデアとされまして、臨時福祉給付金及び臨時介護福祉金の支給実績についてましては、本年六月末までに報告が行われることになつておりますが、市町村、都道府県等の多大な尽力によりまして円滑な支給が行われている、かように私は承知いたしております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 川端議員にお答えいたしました。

住民は、居住地の地方公共団体から種々の行政サービスを受けております。いわゆる応益原則を考慮いたしますと、住民税等につきましては住所地の地方公共団体に納税すべきものである、かように思いますが、地方税制によるさと人口制度を導入することは、現在といたしましては余り適当ではない、かように私は考えます。

公共事業等に係る補助率等を今回復元しなかつた理由やいかん、平成三年度以降復元するのかといたことでございますが、これは、平成二年度までの暫定措置といたしまして、昭和六十三年度に適用されている補助率等とすることにいたしておられます。これは、最近における財政状況、公共事業の事業費確保の要請に当面基本的な変化はないと考えられるなどから、平成二年度までの暫定措置として現行補助率を適用することとしております。

公的事業等に係る補助率等を今回復元しなかつた理由やいかん、平成三年度以降復元するのかといたことでございますが、これは、平成二年度までの暫定措置といたしまして、昭和六十三年度に適用されている補助率等とすることにいたしておられます。これは、最近における財政状況、公共事業の事業費確保の要請に当面基本的な変化はないと考えられるなどから、平成二年度までの暫定措置として現行補助率を適用することとしております。

暫定期間の終了後の取り扱いにつきましては、最後に、臨時福祉給付金等の支給状況の御質疑がございました。

臨時福祉給付金及び臨時介護福祉金の支給実績につきましては、本年六月末までに報告が行われることになつておりますが、市町村、都道府県等の多大な尽力によりまして円滑な支給が行われている、かように私は承知いたしております。

以上でございます。

私に対する質問は三つござります。

ようだが、この分でいくと元年度についても税収見積もりを上回るんじやないか、こういう御質問でございます。

六十三年度の年度を通した税収見込み額につきましては、これまでの収納状況を見る限り、ある程度の自然増収は期待できるようと思われます。ただ、三月期の決算法人の申告状況がまだわかりません。これが一年間の大体四割弱のウエートを持つておりますので、それが出てまいりませんと確たる数字は申し上げられないと思います。

しかし、いずれにいえ
化に伴う地域の多様な財
では、御承知のように年
定を通じまして 所要の
やつておりますので、へ
ていくことはもちろんで
は要らないと思います。

にしましても、人口の高齢化が財政需要の増大に対しまして、地方財政計画の策定年度、地方財源を確保するよう後とも適切な措置を講じる旨を述べておられますので、御心配

財政運営に支障がないよう措置した次第でござります。今後とも地方税財源の充実確保に努めるなど、地方団体の自主性の充実強化に最大限の努力を払つてしまひりたいと思います。

第二点は、交付税及び地方税の增收見通しでござります。

生活保護等については、経費の性格に応じて厘則としてそれぞれ適正な補助負担率によって恒久化したところでございまして、地方財政に対する影響については、さつき申し上げたようなたばつ税の二五%を地方交付税にするなど、一般財源の充実を図ることによりまして地方財政に支障がないように措置したつもりでございます。

平成元年六月九日 衆議院会議録第二十号

平成元年度地方財政計画についての発言及び地方交付税

六六

自稱爲一派之行持者。蓋不外於此也。

税の創設であるとか消費税を地方交付税の対象税目にすることによりまして、地方団体の自主的な財政運営に支障がないよう措置した次第でござ

生活保護等については、経費の性格に応じて厘則としてそれぞれ適正な補助負担率によって恒久化いたしました。

税の増収につきましては、国税の収入がはつきりなど、地方団体の自主性の充実強化に最大限の努力を払ってまいりたいと思います。
第二点は、交付税及び地方税の増収見通しでございます。

化したところでございまして、地方財政に対する影響については、さつき申し上げたようなたばこ税の二五%を地方交付税にするなど、一般財源の充実を図ることによりまして地方財政に支障がないよう措置したつもりでございます。

消費税の転嫁問題でございますが、地方公共団体は、事業者として、また、新税制の円滑な推進に

いたしませんので、交付税についても同様でござります。また、地方税につきましては、同様にはつきりした状態でございませんので、申し上げることはできません。御理解いただきたいと思います。

それから、第三点の財源対策償償還基金費の交付税措置の問題でございますが、平成元年度の地方財政対策においては、地方財政の健全化を図る見地から、地方財政の借入金残高のうち交付税特別会計借入金と既発行の財源対策債についてそれ

資するための環境の整備をしなければならぬ」といふ二つの立場がござりますが、消費税の導入に合わせて円滑かつ適正な転嫁を行うべきものとしていろいろお願ひ、協力ををしていただきたわけですが、一部の公共団体においてまだ転嫁措置が講じられてない団体もございますので、これにつきましては、できるだけ住民の御理解を得るべくさらに努力いたしましてできるだけ早い機会に適切な措置をとっていただくよう引き続き指導してまいる所存でございます。

○國務大臣（坂野重信君）　川端議員の質問にお答
〔國務大臣坂野重信君登壇〕
以上でござります。（拍手）

化を図る、こういう点も置きまして、そして両省
完全に了解の上で決定いたしたのでございまし
て、理念なき改正という御指摘は当たらないだろ
うと思ひます。

それから 第二点の財源対策債償還基金費の交付税措置の問題でございますが、平成元年度の地方財政対策においては、地方財政の健全化を図る見地から、地方財政の借入金残高のうち交付税特別会計借入金と既発行の財源対策債についてそれを同額程度を措置しようということでございましたので、その結果、財源対策債償還基金に係る

第六点の消費税に対する地方団体の窓口相談等の対応、取り組みはどうしているかということですが、税制改革を円滑に実施するためで、これにつきましては、できるだけ住民の御理解を得るべくさらに努力いたしましてできるだけ早い機会に適切な措置をとっていただこうと引き続き指導してまいる所存でございます。

交付税措置としては、昭和五十五年度以前に発行された財源対策債を対象としたというような次第でございます。今後とも、地方財政の状況に応じ

に、自治省としても、都道府県総務部長会議を開いて、あらゆる機会をとらえて消費税、新税についての窓口相談体制を整備するよう指導してきな

て健全化を図つてまいりたいと思う次第であります。

ところでござります。各地方公共団体におきましても、住民の個別相談に応じる等適切に対応して

第四点は、補助率の復元の、足して二で割ると
いうようなこととで理念がないじゃないかといふ
ところがいります。

いるものと承知いたして いる次第でござります。
最後に、住民税の控除額を引き上げるべきでは
ないかという御意見でござります。

住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担するといういわゆる負担分任的性格を基調としておりまして、その点は所得税が所得配分機能を強く有しているものとは性格をやや異にしておる点もございます。

さきの税制改革において住民税の各種控除額の引き上げを行った結果、その課税最低限は既に相当の水準に達しているものと私どもは考えておりますので、当面は控除額をさらに引き上げる考えはございません。

以上でございます。(拍手)

○副議長(安井吉典君) 岩佐恵美君。

[岩佐恵美君登壇]

○岩佐恵美君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、八九年度地方財政計画及び地方交付税法改正案に関連して、総理並びに関係大臣に質問をします。

総理は、眞の意味での自主的、自立的な地方自治の体制を築き上げるとの所信を表明しています。憲法にうたわれている地方自治の基本は住民自治であります。住民こそ主人公、この立場を貫くかどうかが今問われております。

そこで、地方財政及び地域住民に多大な影響を与えていた消費税について伺います。

自治体関係者は、消費税導入に伴って、地方自治体の財政負担は一兆四千億円に上るため、現在でさえ深刻な地方財政がさらに圧迫されると危機感を深めています。さらに、地域住民は、各種公料金、学校給食はもちろん、非課税とされた授業料、保育料までが消費税実施によって値上

げされるということに怒り、激しい抵抗の動きが広がっています。

この住民の怒りを前にして、公共料金への消費税転嫁を普通会計分について全面的に見送つてゐる市町村は三分の一に及んでいます。世論調査でも国民の八割以上が反対し、千葉の県知事選挙や名古屋の市長選、新潟県知事選など、各地で有権者の厳しい審判が下されています。国民は、消費税の見直しなどではなく、廃止を求めているのです。総理が国民の皆様の声に謙虚に耳を傾けるというのであれば、消費税は廃止する以外にないでありますか。明確な答弁を求めます。(拍手)

政府はあくまでも自治体に消費税の転嫁を求めるとの態度をとっていますが、料金改定の条例改正は、憲法九十五条に基づいて自治体が自主的に判断することであり、国がそれに干渉することは許されません。しかも、公営住宅などは、低廉な家賃で貸すことを目的としているものです。現状でも、最近の四年間で、東京で四四%、大阪府で二三%も公営住宅の滞納額がふえているという深刻な実態です。それらにまで一律値上げを強要するのは、公営住宅法の精神にも反します。国は、消費税転嫁について、地方自治体の自主的判断に介入すべきではありません。総理の見解を求めます。

消費税に加え、今國は、地方固有の財源である地方交付税をふると創生といふ名前で勝手に使いつながら、一方では一兆円を超す地方への国庫補助負担金のカットを行って、地方財政を極度に圧迫しています。中曾根内閣の戦後政治の総決算路線のもとで始めた國庫補助負担金の一律カットは、過去四年間の累計で既に五兆円、本年度分

も合わせると六兆円を超す巨額なものになります。しかも、その大半が生活保護費、老人保護費補助金など、地方財政法で国が進んで経費を負担する必要があるとされているものに集中しています。

中曾根元総理は、国と地方の負担区分の調整を行つただけで国民には直接影響はないとの国会で答弁しました。しかし、四年間の実績は、影響がないどころか、例えば生活保護の場合、受給制限によつて一年間に三万世帯以上が非情にも切り捨てられ、行政の冷たさに恨みの遺書を残して自殺する人が後を絶ちません。こうした生活保護行政の実態は、まさに国庫補助負担金の一時カットによるものであります。

中曾根内閣以降七年間で軍事費は五三%もふやされ、一方、地方自治体に対する国庫負担金は七%という大幅マイナスです。総理、「政府はスリムに、国民は豊かに」というのであれば、軍事費を大幅に削減し、地方財政や福祉、教育、医療こそ充実をすべきではありませんか。(拍手)

軍拡優先のもとで犠牲にされてきたのは、福祉と並んで教育です。教育は非課税だと宣伝されましたが、消費税実施と同時に国立大学授業料や高校授業料の値上げが相次ぎ、お金がなければ学校へ行かれないと、教育の機会均等を奪うものとなっています。

さらに、教育予算が消費税によって圧迫された分、教育条件整備の後退にはね返るという危惧さえあります。現状では、四十人学級の達成率は六〇・五%、養護教員や栄養職員等の配置改善率は五〇%にすぎません。これでは九年までの達成はおぼつかません。また、大都市部の公立高校では、一クラス五十八人を超える深刻な過密学級問題が生まれています。にもかかわらず、今年度から公立高校建設費補助金がゼロにされてしまいました。総理、これでは教育条件整備の放棄ではあ

りませんか。大規模校を含め、四十入学級の計画 年度内達成を國民に約束できますか。答弁を求め ます。

住民の安全と健康を守ることは、国はもとより、地方自治体にとって最も重要な責務です。この十年間で輸入食品は一・六倍にもなり、輸

入検査員はその一方でわずか二十五名しかふえていません。さらに、地方の食品衛生監視員も五%程度しかふえていないという実態です。総理は、所信で、規制緩和を含む構造調整や市場アクセスの改善を一段と進め、輸入大国となると述べています。現在でも、日本の食品の輸入は国内消費の

す。そういう中で、ドイツ、フランスなどの毒入りワインを初め、ソ連の Chernobyl 原発事故による放射能汚染や、EC が輸入禁止したアメリカのホルモン剤入り牛肉、発がん性が強いカビ毒

に沿革されたナ・ツ類、中国産ウナギや台湾産クルマエビにオキソ燐酸薬物が残留するなど、輸入食品の安全に関する事件が後を絶ちません。現

在、輸入食品の検査員は全国でたった八十名です。輸入食品の行政検査率は五%前後です。しかし、このように低い検査率でも違反は年間五百件以上に上っています。これで経済大国、文化国家などと言えるでしょうか。

さらに、外国と日本の農薬や添加物に対する考え方方が違つたり、長期輸送に耐えるために日本向けにしか使用しない農薬や添加物などが使用されることもあります。例えば農薬については、アメリカの収穫後使用、いわゆるポストハーベスト・アプリケーションでは、日本の使用の一千倍の残留規制という除草剤もあります。ふるさと創生と

言いながら、日本の農業を破壊し、国民の生命や健康を不安にさらしてまでアメリカなどの要求を受け入れなければならない理由はないはずです。政府は、大都市の消費者に新鮮な野菜、果物などを供給している都市農業を初め日本の農業を守るべきです。今アメリカの国内でも、ホルモン剤や農薬の大量使用に対する疑問や不安が広がっています。アメリカなど外国の言いなりの規制緩和の検査体制の充実強化こそ最優先すべきです。総理の見解を伺います。(拍手)

空母タイコンデロガからの水爆搭載機の水没事故に関連して、総理は、アメリカから事前協議の申し出がないから核兵器の持ち込みはないと繰り返し答弁しています。しかし、これが大変なごまかしであることは、タイコンデロガがそのまま横須賀に入港したことでも明らかではあります。だからこそ、アメリカからの核持ち込みに対する国民の不安は高まる一方なのです。

大阪府議会を初め神奈川県議会など、事実の全部解説や非核三原則の厳守などを求める意見書が自民党まで含めて採択されています。既にこのような意見書は一府二県、十一市、一特別区、三町に広がっています。横田基地周辺の四市二町も、政府に対し、米軍水爆搭載機の水没事故の実事実明と非核三原則の遵守を要請しています。今非核都市に及び、人口比では六・二%となっています。被爆国日本の立場から、核兵器を即時廃絶するといふことは悲願です。だからこそ、多くの自治体に非核宣言が広がっているのです。総理は、国民の納得できるわかりやすい政治をすると述べています。

言いながら、日本の農業を破壊し、国民の生命や健康を不安にさらしてまでアメリカなどの要求を受け入れなければならない理由はないはずです。

政府は、大都市の消費者に新鮮な野菜、果物などを供給している都市農業を初め日本の農業を守るべきです。今アメリカの国内でも、ホルモン剤や農薬の大量使用に対する疑問や不安が広がっています。アメリカなど外国の言いなりの規制緩和を行なうべきではありません。輸入食品の国・地方の検査体制の充実強化こそ最優先すべきです。終理の見解を伺います。(拍手)

空母タイコンデロガからの水爆搭載機の水没事故に関連して、総理は、アメリカから事前協議の申し出がないから核兵器の持ち込みはない」と繰り返し答弁しています。しかし、これが大変なごまかしであることは、タイコンデロガがそのまま横須賀に入港したことでも明らかではあります。だからこそ、アメリカからの核持ち込みに対する国民の不安は高まる一方なのです。

大阪府議会をはじめ神奈川県議会など、事実の全容解明や非核三原則の厳守などを求める意見書が自民党まで含めて採択されています。既にこのよ

うが意見書は一府二県十一市一特別区三面に広がっています。横田基地周辺の四市二町も、政府に対し、米軍水爆搭載機の水没事故の事実実

明と非核二原則の遵守を要請しています。今非核都市宣言を行っている自治体は千三百七十八自治体に及び、人口比では六・二%となっています。被

爆国日本の立場から、核兵器を即時廃絶するといふことは悲願です。だからこそ、多くの自治体に非核宣言が広がつて、いるのです。总理は、国民の

非核宣言が日本で一矢の言ひ継続して國民の納得できるわかりやすい政治をすると述べています

す。この問題についても、だれもが納得する核心

をすべきであります。明確な答弁を求めます。

も、やはり政府税調でそうした問題の勉強会をやらに進めていただきたい、かように願つておるとこがでござります。

ノーの意思を表明しているにもかかわらず、政府は美しい緑の島に米第七艦隊・核空母のための訓練基地を力強く建設しようとしています。かつて栗原元防衛厅長官は、我が党の議員に、暮らしがよりも安保だ、地方自治よりも安保だと言いました。総理はどうお考えでしょうか。もし同じであ

るのなら、總理には地方自治を語る資格がないと言わざるを得ません。明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣宇野宗佑君登壇

いうお説でござりますが、消費税の収支の約四割は地方政府に交付、譲与されることとなつております。したことからも、十二分に地方財政に大きなよい影響を与えていると思ひます。

で、我々いたしましては消費税を廃止する考えはございません。そして、今後とも、地方公共団

体におきましても、ひとつ適正な転嫁を行つてい

ただきたい、かのように思う次第でござります。
もちろん、消費税は、今後の日本を考えました
ときの高齢化社会、そして国際化社会、このため

に大切な財源である、税源である、かように私たちは考えておりますが、しかし、なじみの薄い税制だと思いますから、事業者あるいは消費者にお

おましてもうるさいと面懸いがあることも事実であります。私はこの点十二分に国民の声を聞きたい、このことはおきんじゆく上手におき

たいと思います。同時に、大蔵省におかれまして

も、やはり政府税調でそうした問題の勉強会をさらに進めていただきたい、かように願つておるところがござります。

補助金カットの復元についてどうするかという点でございますが、昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてまいりました事業に係る補助負担率につきましては、地方の機能分担、費用負担等々を踏まえまして検討を行い、適切な見直しを行つたところでござります。

地方政府につきましても、円滑な運営のために支障を来さないよう十二分に配慮いたしております。現に、今回の見直しにおきましても、たゞ一税の二五%を新たに地方交付税の対象とする等財源措置を講じておることは、御承知賜つておるところでございましょう。したがいまして、今回の措置が国民の生存権の侵害といったような御指摘は当たらない、私はかのように考える次第でござります。

軍事費を大幅に削減して地方財政や福祉等を充実すべしという御意見ございました。

今日、私たちは、福祉、教育、医療等について、社会経済情勢の変化に対応いたしまして各種施策が長期的、安定的かつ有効的に機能するよう、制度面、運用面におきましても見直しを行つております。真に必要な施策については重点的に配慮をいたしております。

地方財政は、もちろん、地方財政計画の策定を通じまして財源を確保するよう、我々も適切な措置を講じております。

防衛関係費は、そうした厳しい財政事情のもとに他の諸施策との調和を図りながら所要の経費を計上いたしておりますので、簡単に半分をカット

せいとか全部カットせいというふうなことはなかなかであります。

その次に、大規模校の解消及び四十人学級の実施のことについてでございますが、過大規模校については、これを解消して、学校規模の適正化を図るよう市町村を指導いたしております。また、その分離新設に伴うところの所要経費に関しましては、当然補助を行つてあるところでござります。

小中学校の四十人学級につきましては、今後ともその着実な推進を進めていきたい、かように考えております。

輸入食品の検査体制でございますが、食品の輸入件数の増加に伴いまして、安全性の確保は仰せられております。

輸入食品の検査体制でございますが、食品の輸入件数の増加に伴いまして、安全性の確保は仰せられたおり極めて重大でございます。検疫所におきまして食品衛生監視員の増員、窓口の増設等々をやつておりますが、いろいろと御指摘の面あるございました。今後とも、国民の食生活に関する重要な問題でござりますから、一層の充実を図る等輸入食品の安全性の確保に努力する所存でござります。

さらに、米空母水爆失事故、これに関しましては、ずっといろいろ党の方々の御質問に対し私たちは重大な関心を表明いたしますとともに、事実関係につき照会を行い、米側より事故の概要及び安全性について説明を受けているところでございます。

安全性の問題に関しては、現在米側説明に關係省庁間で緊密な連絡をとつて、ひとつ日本側としてもしつかりやれというふうに私は外務大臣のときに指令をいたしましたが、そうした十二分

なる検討会は依然として続けられておりまして、地域住民の不安を除去するようこたえていきました。

い、かのように考えておる次第でございます。なお、事前協議が行われない以上、核持ち込みがないことにつきましては、従来お話をいたしておりますとおり、何ら疑いを私たちには有しておりません。

最後に、栗原元防衛庁長官が、内藤議員の追及に対しまして、暮らしも安保、地方自治も安保だ、こういうふうにお答えになつたが、総理も同じお考え方かという御質疑でございますが、栗原元長官は、国の安全保障があつてこそ国民の生活が守られるという趣旨を申しておられるので、私も同意見でございます。(拍手)

○国務大臣(坂野重信君) 岩佐議員の御質問にお答えいたしました。

〔国務大臣坂野重信君登壇〕
○国務大臣(坂野重信君) 岩佐議員の御質問にお答えいたしました。

國庫補助負担率の復元問題でございますが、総理から御答弁もございましたように、地方財政全般の総合的な立場から検討して措置した次第でございまして、地方公共団体等からも、やむを得ないだろうということで、大方の了解をいただいているものと理解している次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(西岡武夫君) 岩佐議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、お尋ねの過大規模校につきましては、既に総理からお答えがあつたとおりでございます。

安全性的問題に関しては、現在米側説明に

に児童減少市町村に該当しないその他の市町村内に実施することといたしました。文部省といたしましては、四十人学級の実施は、計画期間の平成三年度までに小中学校とも完成するよう努力してまいります。

次に、高校新增設建物の補助制度は、高校生増の実情にかんがみ、昭和五十一年度から臨時特例措置として始められたものでございます。平成元年度をピークに高校の生徒数が減少期を迎える中で、この補助制度は高校生急増対策として当初の目的を達成したものと考え、平成元年度予算では継続しないこととしたところであります。

なお、高等学校の施設整備については、建物改

造費、大規模改造費の補助などにより引き続きその充実を図つてあるところでございます。

最後に、公立高等学校の教職員定数の改善につきましては、現在第四次教職員定数改善計画を推進しているところであり、御指摘の学級編制の改善については、現在の計画完成後に検討いたしました

ままして、は、現在第四次教職員定数改善計画を推進しているところであり、御指摘の学級編制の改善については、現在の計画完成後に検討いたしました

以上でございます。(拍手)

○副議長(安井吉典君) これにて質疑は終了いたしました。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

次に、小中学校の四十人学級につきましては、これまで着実にその推進を図つてきているわけでございまして、平成元年度におきましては、新た

を求めます。大蔵大臣村山達雄君。

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政は、巨額の公債残高を抱え、国債の利払い費も歳出予算の約二割を占めるなど、なお極めて厳しい状況にあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るために、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、まず、平成二年度までの間に特例公債依存体質から脱却し、公債依存度の引き下げに努めるという目標を掲げ、財政再建に向けて努力をしてまいりました。平成元年度予算におきましても、経済が好調に推移しているこの時期にこそ、目標達成に向けて確かな歩みを進めることが何よりも重要であると考え、緩むことなく歳出の徹底した見直し、合理化に取り組んだところであります。

その結果、特例公債発行額を前年度当初予定額に比し一兆八千二百億円減額することができました。また、公債依存度も、前年度当初予算の五一・六%から一・八%にまで低下しており、努力目標達成に向けて着実に歩みを進めることになつたと考えております。

しかしながら、平成元年度におきましても、なお財源が不足するため、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたように、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置として、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れ等の停止、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例について定めるものであります。

以上、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でござります。(拍手)

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(安井古典君)　ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。

○堀昌雄君

○堀昌雄君登壇

ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案について、日本社会党・護憲共同を代表して、宇野内閣総理大臣に質問いたします。

まず最初に、宇野総理は、これまでたびたび答弁の中で、この内閣として政治改革が大変重要なふうにお話しでございます。私もそう思います。しかし、一体その政治改革というのは、政治倫理、政治資金規正法、選挙制度の改革で、これで政治のすべてを包括しているのでしょうか。私はそうは思わないであります。

今の時点では、確かに政治倫理の問題、政治資

金の問題、選挙制度の問題、私も昭和三十五年から公職選挙の特別委員として今まで約三十年近くこの委員会において、これが非常に重要なことは、私は最初からもう何回も鈴木紹介理あるいは竹下総理に提案をいたしておるわけありますから、そのことは非常に重要でありますけれども、今私どもは、戦後四十五年がたってきています。そこで、非常に全体の情勢、戦後のあの情勢から大きく実は変わっておるということは、皆さんも御承知のとおりであります。にもかわらず、非常に重要な財政制度について、あのときつくられた財政法、昭和二十二年三月三十一日につくられた財政法に縛られて、適切な国債の発行に関する運用が実は行われていない。

私は、五十六年二月の大蔵委員会で、当時の渡辺美智雄・大蔵大臣に、国債資金特別会計を設けて、要するに国債の発行についてはこの会計で自由に発行をして、そうして一般会計はこの会計から必要な資金の供給を受けるということにすべきではないのか、これが一点であります。二点目は、やがて来る大量の借りかえに対しても手を打つていいで借りかえができるのか。四兆、五兆のものを一遍に借りかえすることは不可能ではないか。そこで、短期国債を発行して事前に資金を調達をして借りかえをスムーズにやるべきではないか。

同時に、日本は、皆さん御承知のように貿易が主としてドル建てになっているわけであります。ドルはほとんど六〇%以上がマルク建てでありますから、要するに円が動こうと動くまいと、ドルが動こうと動くまいと、余り大きな影響はありません。しかし、日本はほとんどの貿易がドル建

てでありますから、ドルが動くことがまさに日本経済を揺さぶることになるのであります。

私は、五十六年二月に、そういう意味で、今必要であることは、私は最初からもう何回も鈴木紹介理やあるいは竹下総理に提案をいたしておるわけありますから、そのことは非常に重要でありますけれども、今私どもは、戦後四十五年がたってきています。そこで、非常に全体の情勢、戦後のあの情勢から大きく実は変わっておるということは、皆さんも御承知のとおりであります。にもかわらず、非常に重要な財政制度について、あのときつくられた財政法、昭和二十二年三月三十一日につくられた財政法に縛られて、適切な国債の発行に関する運用が実は行われていない。

私は、五十六年二月の大蔵委員会で、当時の渡

辺美智雄・大蔵大臣に、国債資金特別会計を設け

て、要するに国債の発行についてはこの会計で自

由に発行をして、そうして一般会計はこの会計か

ら必要な資金の供給を受けるということにすべき

ではないのか、これが一点であります。二点目

は、やがて来る大量の借りかえに対しても手を

打つていいで借りかえができるのか。四兆、五

兆のものを一遍に借りかえすることは不可能では

ないか。そこで、短期国債を発行して事前に資金

を調達をして借りかえをスムーズにやるべきでは

ないか。

皆さん、この国債の金利というのは非常に高いときと低いときがあるのであります。例えば、一

番金利が高かったのは昭和五十五年四月債が八、

七%、一番安いのは六十二年六月債が三・九%、

要するに三・九の倍以上、実は高い金利と安い金

利のときに国債には四・八%も金利の差があるわ

けであります。だから私は、金利の高いときには短期の国債を発行をして、そしてつないでいく。

長期の国債は金利が高いわけですから、それこそ

一年の国債でもいいし二年でもいいから金利の安

い短期国債で泳いでいて、金利が安くなったらそ

こで長期国債に乗りかえる。こういうような本来

行われるべき問題の処理をすべきではないのか。

私のこの提案で計算をいたしましたと、仮に五十六

年四月から私の制度が導入をされ、六十四年の

年三月まで運用いたしますと、五兆九千億の金利が

実は節約をできるお、こういったことなのであります。

だから、私はそういう問題について何回か大蔵委員会で問題を提起しておるのでありますけれども、ちょっとここに、私の考え方だけではなくて宮澤前大蔵大臣も同じ考え方だということを簡単に御紹介したいと思います。

六十一一年三月二十四日、「三面の政策について」

当時宮澤さんは総務会長でございますが、

今日のようない低金利の時代には既発国債を

もつと低利なものに借換えれば大きな利益にな

るはずであるが、このような発想が浮かばない

のは、現在の財政制度が大福帖式で、金利の觀念がないからである(関係法令はほとんど終戦直後のもの)。将来制度を改め国債の発行や管理を景気動向、金利、税収などを勘案して経済法則に則って弾力的に行なうこととすれば金利支払などかなりの節約が可能になる。

こういうふうに宮澤さんは総務会長のときに新聞に発表しておられるのです。

私は、昨年の四月二十二日の大蔵委員会で、同じくこの問題について実は問題を提起をいたしました。それに対する宮澤大臣の答弁も、極めて適切な答弁であります。

この点も從来から堀委員が御指摘になつてお

られることで、基本的なお考えには私は共感を

覚える点が多いわけでござります。

一般に政府が仕事をいたしますときに、国民の税金あるいは料金等々、いわば金利のつかない金で仕事をするというのが基本の部分なものでござりますから、その金利という観念が、全

くこの点は民間の企業と違った立場に立つてお

るということが私は根本にあるのだろうと思いません。しかし、実際にはこういう世の中になりますて、国が現実に借金をしておるということになつておるのでござりますから、金利といふことに無関心であつてはならないのだと思いますが、なかなかそこのところの全体の仕組みが、まさに会計の制度からそくなつておらないといふところに問題があらうと思ひます。御指摘のとおりだと思います。

そこで、今度財政法にいろいろな問題がある。從来からの御指摘の問題は、先ほど銀行局長も申し上げておりましたように、借換債のところで事前発行あるいは繰り延べ発行等々の彈力性を持たしていただきましたが、このところは、結局今の財政法といふものが戦争中のこともあり御承知のような経緯で、建設国債はとにかく、借金といふのはしてはいかぬものだという基本に立つておると思うのでござります。

そういうことすべてのことが動いておりま

すから、これは借金をふやすものではない、ふやすのじゃないのだということで、きつとああいう読み方ができるということになつたのだと思いますが、堀委員の言われるよう物を考えていきますと、借金はしてはならないという原則の法律から、いかにして借金を経済的にやるかということへ、ふつと考え方をある程度シフトさせていくという部分がどうしても私は出でくるのだと思います。それにつきまして、当委員会におかれましては委員各位がそういうことについての御造詣が深うございますので、そのことの意味なり國民経済あるいは國民福祉に与える寄与なりをよく御存じでござりますが、ふと

問題を、今度借金をしていいよになつたのだと、いうふうに財政法を変えていくというふうな大変に短絡的な理解というのは、また世の中一方でありますので、その辺のところがさてどうしたものだらうか。大蔵省といたい役所は、そういう点は実は一番保守的に考える役所でございますから、そういったところが從来この問題が基本的になかなか解決していかないのだと思ひます。

しかし、他方で、幸いにして昭和六十五年度に特例公債を脱却できるといたしますと、いわばそういう歳入補てんの意味での公債といふことは一遍そこで離れられるかもしれない。建設公債をどうするかということはまた別の議論がならないし、また、特例公債を脱却しますような時期にもう一度考えてみるべき問題であろう。こういうふうに昨年の四月に宮澤大蔵大臣は答弁をしておられるわけであります。

そこで、今、御承知のようだ、この特例債が本年度でどうやら終わりになつて、来年度は特例債の発行が行われない。宮澤さんの御指摘になつたような情勢がここに生じてきているわけであります。しかし、皆さん、実はですね、この平成元年度は七兆一千百億の国債を発行しております。これ、四条債が五兆七千八百、特例債一兆三千三百二十三年七九八二、二十四年一二九八八、異常な新發債七兆一千百億、それに対して新しく借換債として新規に十五兆二千億、合わせて二十二兆三

問題を、今度借金をしていいよになつたの

千百億円をこの平成元年には出さなければなりません。

これはずつと続くわけであります。来年から特例債がゼロになりましても、四条債を五兆七千八百は出していくと仮定いたしますと、発行額の合計は、来年、平成一年が二十三兆三千、その次二十九九千、その次二十三兆五千とだんだんいきますと、発行額は二十八兆になり、国債の残高は百九十六兆五千億になる。

これから五十年も百年も借換債を新たに出していかなきやならない。そのときに、今のようないかなかない。そのときの金利だけでやっているというようなことは、大きな国民に対する負担を、税によって賄つておられるわけでありますから、御承知のように今度の国債費は十一兆余りでありますけれども、これは予算の一九・何%、ほぼ二〇%を国債費が占めおるというのが日本の財政でありますから、このことを考えれば、速やかに私の提案のように国債資金特別会計を行はべきだ。

この財政法ができました背景には、これは当時の大変なインフレ状態の中でありましたから、昭和十九年の東京の小売の物価といふものは、十八年を一〇〇としますと、十九年が一一二、二十年一六四、二十一年一〇一〇、二十二年二七二〇、二十三年七九八二、二十四年一二九八八、異常なインフレーションが起きているわけであります。が、これは、御承知のように、国債を日銀引き受けで一方的にどんどん出して不換紙幣を発行した結果このよな事態が起きておる。そのときに、米軍は国債の発行をストップさせるという措置をとりまして、その後で今の財政法というのがつづくら

れたのでありますから、超均衡財政なのであります。

現在のこの財政法は、第四条で、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。」こう書いてあります。「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源について書いて、例外に今の四条債、これが特例債。今は、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行又は借入金をなすことができる。」こうありますけれども、だから、今特例債と言つてゐるのは、私に言わせれば、この財政法の考へていてない法律で、今の四条債というのが特例債なんです。均衡財政でやらなければなりません、ならないと書いて、例外に今の四条債、これが特例債。今我々が特例債と言つてゐるのは特例債を実は出しておるというものが現状でありますが、そういう状態になつてゐるのは、そのような昭和二十二年の三月三十一日につくられた法律だからそなつて、さらには毎年二十兆以上のものを出すときには、この財政法に縛られていてはどうにもならないのありますから、まずこの財政法を改めて、私の国債資金特別会計の提案を政府は速やかにやることが政治改革の非常に大きな私は部分だと思います。イギリスにおきましても一九六八年に新しい制度でこのよな方向が設けられておるということをひとつ皆さんにも御理解をいただきたいと思います。

その次に、今度はもう一つ問題がありますのは、実は日本電信電話株式会社法というのがやがて改正になります。私は御承知のように各党の皆さんと御一緒に社団法人国際金融経済研究所とい

うのをやつておりますが、国際的に非常に大きな問題になつておる一つが、実は電電公社の株式は外国人に持たせないというこの制度であります。

日本電信電話株式会社法第四条は、「会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本國法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。」ところが、皆さん、アメリカのAT&TあるいはイギリスのBT、いずれもこのような制限がないであります。

それでは、一体これらの中が持つておる外国人の保有率というのは、大体私の調査によれば、AT&Tでは5%程度は外国人が持つておるというのが現状であります。さらに、BTにつきましては、外國に販売したものは約一四%、全体の7%が、米国、カナダ、日本で売却をされているのであります。

だから、このことは、私が接觸する関係者は、あなたは日本が開かれておる、開放的だと言うけれども、ここは象徴的に閉鎖をして、要するにあなたがNTTの株を買うことを法律で禁止しているのではないか、それが閉鎖性でなくて何だと私たちはやられているわけであります。

どうかひとつ、宇野総理大臣は外務大臣の御経験者でありますし、サミットにおいてこの問題が出るおそれもあるわけでありますから、この会社法の改正で速やかに、この問題については、各國とも一五%程度以上を持つてはいかぬという制限は設けておりますから、そういう制限があつてもいいのであります。少なくともアメリカのA

TTやイギリスのブリティッシュテレコムのようない対応をせひとつていただきたいということです。

そこで、最後に、最も問題がありますのが日本銀行法という法律であります。これはちょっとと読み上げますが、第一条、これは昭和十七年二月二十四日でありますので、「日本銀行ハ國家

經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ國ル為國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」、「二番目が「日本銀行ハ専ラ國家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」、第五条「日本銀行ノ資本金ハ一億円トシ」「一口ノ出資金額ヲ百円トス」、いいですか、皆さん、これは百円玉になつておるのです。そうしてその次に、第五条「政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ五千五百円ヲ日本銀行ニ出資スベシ」、第七条「日本銀行ハ出資ニ對シ出資証券ヲ発行ス」前項ノ出資証券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」、いずれもこういうふうになつておるのです。

つまりまして、さらにつららの問題についても…○副議長(安井吉典君) 堀君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○堀昌雄君(續) 総理の御配慮をお願いをしたいところを要望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宇野宗佑君登壇〕

○内閣総理大臣(宇野宗佑君) 堀議員から、我が國の財政に関する高次元の御質問をちょうだいしまして、私といたしましても本当に耳を傾けさせていただきました。

まず第一に、今回の政治改革は、政治改革だけではだめだよという御指摘がございましたが、先

般、私の所信表明においても述べましたし、ま

た、それに対する御質問に対しましても述べた次第ですが、私は、改革前進内閣とつけましたゆえんは、改革をしながら前進をしなくちゃならない、こ

れは、改革によって私たちはこの議会運営もやはり非常に立派なものにして、國民の求めるものをお互いに生み出すという力を持たなければならぬ、こ

ういうふうに私は申し上げましたので、今回は財政問題に關しましていろいろと御指示を賜りましたことに對し、私といたしましても非常にこれは重大な問題だと考えておる次第でございます。

私は堀議員は、かつて何度も財政問題でテレビの討論会をやつておられます。したがいまして、私も自民党的代表としてそういうふうないろいろな御示唆を受けたことがござります。それで、今日の堀構想と言われております国債資金構想というものは、確かに、金利の安いときに行はれて、そしてその国債費の軽減を求めるべし、これは大変私は示唆に富んだ発言ではないか、御提言ではな

いか、かように思料いたしておる次第でございま

す。

したがいまして、かつてこの問題に關しまして

も、既に、國債の市場動向等に応じた弾力的、機動的な発行というものが非常に大切だというの

で、昭和六十年におきましては、短期借換國債の發行と、そして借換國債の年度越えの前倒し發行、こういうふうなことをするために、國債整理基金特會法の改正を行われました。これは、ただ

いまの堀議員の御示唆を踏まえてのことであるうと私は考えております。

仰せのとおりに、現行の財政法は場合によりましては非常に厳格に過ぎる面がござりますから、

やはりもう少しくフレキシビリティーな面があつてもよいのではないかという御示唆も、私たちはやはりお伺いしておかなければならぬと思いま

す。今後、財政節度の堅持を基本としながら、國債の發行を含め、財政の一層彈力的な運営を図れないものか、幅広い角度から検討を行う所存でござります。

続いて、NTT株の外国人保有につきましては、私は、NTTが國の安全保護と國民の生命、財産の保護の問題にかかる事業体であるという觀點から、外国人、外國資本等の外国人等による株式の所有を禁じておるというものでございます。政府といたしましても、昨年十二月の新行革審答申とNTTの法附則第二条に基づきまして、組織のあり方を含めNTTのあり方を検討すべき立場でございます。したがって、NTT株の外国人、外國法人等による所有いかんの問題

に關しましては、我が國の今後の通信政策の方及びNTTのあり方の検討を踏まえまして総合的に取り組むべき問題であると考えております。

日本銀行法の改正でございますが、現行の日本銀行法は、戦争中に制定されました事情もありますし、表現の面におきましても必ずしも現代的でないというふうな面も感じ取られます。しかし、日本銀行が現行日本銀行法のもとで通貨、信用の調整等の任務を遂行するに当たりましては、これを改正しなくちゃならぬという特段の問題は生じておらないのではないかと考えますが、いず

れにいたしましても、日本銀行法の改正は、我が國の財政に関する高次元の御質問をちょうだいしまして、私といたしましても本当に耳を傾けさせていただきました。

国の経済、金融全体のあり方と深く関連する問題でござりますので、検討につきましては慎重に配慮する必要があるうと存じております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(安井吉典君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(安井吉典君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 宇野 宗佑君

大蔵大臣 村山 達雄君

文部大臣 西岡 武夫君

厚生大臣 小泉純一郎君

通商産業大臣 梶山 静六君

郵政大臣 村岡 兼造君

自治大臣 坂野 重信君

国務大臣 池田 行彦君

(議席変更)

一、昨八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三一九 伊吹 文明君

三二〇 二階 俊博君

三二八 古賀 誠君

三二九 谷垣 稔一郎君

三三〇 尾身 幸次君

四八〇 柳沢 伯夫君

(理事補欠選任)	五〇一 中島 衛君	農林水産委員 辯任
一、昨八日、内閣から、社会保険審査会委員に藤田恒雄君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領しました。	地方行政委員会	一、昨八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
委員に浅尾宏君、岩村精一洋君、小林庄一郎君、富谷晴一君及び福田百合子君を任命したいの	理事 金子 一義君 (理事川崎二郎君去る三月委員辞任につきその補欠)	理事 西田 司君 (理事平林鴻三君去る三月委員辞任につきその補欠)
で、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	商工委員会	商工委員会
(議決通知)	理事 糸山英太郎君 (理事与謝野馨君去る七月委員長就任につきその補欠)	理事 小杉 隆君 (理事甘利明君去る三月委員長就任につきその補欠)
一、昨八日、本院は、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	地方行政委員	地方行政委員
一、昨八日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、岩村精一洋君、小林庄一郎君、富谷晴一君及び福田百合子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、本院は、社会保険審査会委員に藤田恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、本院は、社会保険審査会委員に藤田恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	青木 正久君	青木 正久君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	林 大幹君	林 大幹君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	中島 衛君	中島 衛君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	江口 一雄君	江口 一雄君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	古屋 亨君	古屋 亨君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	青木 正久君	青木 正久君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	林 大幹君	林 大幹君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	中島 衛君	中島 衛君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	江口 一雄君	江口 一雄君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	古屋 亨君	古屋 亨君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	青木 正久君	青木 正久君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	林 大幹君	林 大幹君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	中島 衛君	中島 衛君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	江口 一雄君	江口 一雄君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	古屋 亨君	古屋 亨君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	青木 正久君	青木 正久君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	林 大幹君	林 大幹君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	中島 衛君	中島 衛君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	江口 一雄君	江口 一雄君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	古屋 亨君	古屋 亨君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	青木 正久君	青木 正久君

(特別委員長辞任)	一、昨八日、特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。	農林水産委員 辯任
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	大蔵委員 辯任	大蔵委員 辯任
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	外務委員 辯任	外務委員 辯任
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	補欠	補欠
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	中島 衛君	中島 衛君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	江口 一雄君	江口 一雄君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	古屋 亨君	古屋 亨君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	青木 正久君	青木 正久君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	林 大幹君	林 大幹君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	中島 衛君	中島 衛君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	佐藤 敬夫君	佐藤 敬夫君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	佐藤 信二君	佐藤 信二君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	江口 一雄君	江口 一雄君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	古屋 亨君	古屋 亨君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	鳩山由紀夫君	鳩山由紀夫君
一、昨八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を任命したいので、科学	青木 正久君	青木 正久君

平成元年六月九日 衆議院会議録第二十号
朗読を省略した議長の報告 日本輸出入銀行法の一項を改正する法律案及び同修正案

六七四

第一条中「与えること」と「与えること等」に、「関する金融」を「関する金融等」に改める。

第十二条第一項中、「副総裁」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

第十八条第五号ニ中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第八号中「金融機関」の下に「その他大蔵大臣が定める外国法人(以下この号において「外国金融機関等」という。)」を、「当該外国政府等」の下に「若しくは外国金融機関等」を、「公債」の下に「社債若しくはこれらに準ずる債券(以下「公債等」という。)」を加える。

第十八条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 前三号に定めるもののほか、第十号の規定による出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金の借入れをする場合(本邦法人又は本邦人から借入れをする場合を除く。)において、当該長期資金に係る債務を保証し、

又は当該長期資金に係る債務を保証した者(本邦法人及び本邦人を除く。)に対してもその保証債務を保証すること。

第十八条第十一号を同条第十二号とし、同条第十一号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦外において事業を行う者(専ら海外投資を目的とする本邦法人で当該事業を行う者に対し出資

するものとみる。)に対して、海外経済協力基

金が海外経済協力基金法(昭和三十五年法律

第七百七十三号)第二十条第二号に規定する出

資をすることとした場合を除き、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金の出資

をすること。

第十八条の二第一項中「公債」を「公債等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前条第十号の規定による出資は、日本輸出入銀行以外の者から出資を受けることが困難な場合に限り、行うことができる。

第十八条の三第二項中「公債」を「公債等」に改め、「債権の現在額」の下に、同条第十号の規定により行う出資の現在額」を加え、「同条第十号及び第十一号」を「同条第十一号」、「第十二号及び第十四号」に、「同条第十二号」を「同条第十三号及び第十四号」に改める。

第十九条の見出しを「貸付利率の基準等」に改め、同条第一項中「第十二号」を「第九号」まで及び第十一号から第十四号に、「公債の利子」を「公債等の利子、出資に対する配当金」に改める。

第二十条第一項中「同条第十号若しくは第十一号」を「同条第十一号若しくは第十二号」に、「こえ五年」を「超え五年」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「資金の貸付け」を「資金の貸付け」に、「公債」を「公債等」に、「取得又は」を「取得若しくは」に、「同条第十号から第十二号まで」を「同条第十一号から第十三号まで」に改め、「債務の保証」の下に「又は同条第十号の規定による出資を受けた者に対する同条第十四号の規定による債務の保証」を加え、「同条第十二号の規定による保証」

を「同条第十三号又は第十四号の規定による保証債務の保証」に、「以下次項」を「次項」に、「こえ

を「超え」に改め、同条第五項中「資金の貸付け」を

「資金の貸付け」に、「公債」を「公債等」に、「当該

貸付」を「当該貸付け」に、「貸付」を「貸付けに」に、「見込」を「見込み」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十二条中「貸付」を「貸付け」に、「公債」を「公債等」に改め、「回収の方法」の下に、「出資の方

法」を加える。

二十四条の見出し中「競争禁止」を「競争禁止等」に改め、同条中「関する金融」を「関する金融等」に改め、「債権の現在額」の下に、「出資の方等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本輸出入銀行は、その行う第十八条第十号の業務について、海外経済協力基金の業務との調整に努めなければならない。

第二十六条第二項中「公債の利子」を「公債等の利子、出資に対する配当金」に改める。

第三十九条の二第一項中「外国通貨」の下に「(1)以上の国の通貨の価値を合成した計算単位で国際的に用いられるものを含む。次条第二項において同じ。」を加える。

第四十条第二項中「又は第三十九条の二」を、「第三十九条の二」に改め、「外貨債券の発行」の下に「又は外国通貨を対価とする本邦通貨の売却」

と同じ。」を加える。

第四十五条第二項中「又は第三十九条の二」を、「第三十九条の二」に改め、「外貨債券の発行」の下に「又は外貨債券を対価とする本邦通貨の売却」

と同じ。」を加える。

第四十六条第二項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号中「公債の取得」を「公債等の取得、出資」に改める。

第四十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際に日本輸出入銀行の副

総裁である者は、その廢改正後の日本輸出入銀

行法第十二条第二項の規定により副総裁として

任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされ

る副総裁の任期は、改正後の日本輸出入銀

行法第十二条第二項の規定により副総裁として

任命されたものとみなす。

4 この法律の施行前にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の副総裁としての残任期間と同一の期間とする。

5 海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第百七十三号)の一部を次のよう改訂する。

第一条中「日本輸出入銀行」の下に「からの貸付けその他の信用の供与」を加え、「金融機関から」を「金融機関からの」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条第一項第一号中「基金」の下に「及び日本輸出入銀行」を加える。

第二十二条第一項第一号中「基金」の下に「及

び日本輸出入銀行」を加える。

民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設するとともに融資対象先の拡大等を行

うほか、あわせて同行の業務の円滑な運営に資する等のため、余裕金の運用を弾力化する等の措置

を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 出資業務の創設

本邦外において事業を行う者に対し、出資をすることができる」ととする。

2 融資対象先の拡大

大蔵大臣が定める外國法人に対し、本邦との輸出入と直接びつきがない資金の貸付け等を行うことができる」ととする。

3 保証業務の拡充

日本輸出入銀行の出資を受けた者が行う長期資金の借入れに対して債務の保証をすることができる」ととする。

4 外貨余裕金運用の弾力化

本邦通貨の売却により調達した外貨資金に係る業務上の余裕金を外貨預金等により運用することができる」とする。

5 その他所要の改正を行うこととする。

この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

我が国の国際的役割としての累積債務問題への貢献という緊要の課題に応えるため、日本輸出入銀行の機能の整備等所要の措置を講ずること

とは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決したものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

日本輸出入銀行の平成元年度の出融資規模は、総額一兆三千三百三十億円を予定しており、(出資は三十億円を予定している)、その原資として、自己資金二千六百八十億円、資金運用部資金からの借入金八千五十九億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金四百六十億円及び外國為替資金からの借入金百三十億円、計一兆三千三百三十億円を予定している。

右報告する。

平成元年五月二十四日

大蔵委員長 中村正三郎

衆議院議長 原 健三郎殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

右

国会に提出する。

平成元年三月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

平成元年三月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

右

国会に提出する。

平成元年三月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

必要な資金(当該設備が大蔵大臣の定める事業の用に供されるものである場合には、当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金を含む)を、「取得するものに限る。」及び「取得を含む。」の下に「に必要な資金」を加え、「という」を「と総称する」に改める。

第十八条の二第一項中「十倍」を「十一倍」に改め、「第三十七条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、「外國通貨」の下に「(1)以上の国の通貨の価値を合成した計算単位で国際的に用いられるものを含む。」を加える。

第五十条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十一条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第五十二条中「一千万円」を「五千万円」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に日本開発銀行の副総裁である者は、その際改正後の日本開発銀行法第十二条第二項の規定により副総裁として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる副総裁の任期は、改正後の日本開発銀行法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副総裁としての残任期間と同一の期間とする。

2 借入額等及び債券発行の限度額の引上げ

3 その他所要の改正を行うこととする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律は、公布の日から施行する」ととて

理由

経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の業務について、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備が大蔵大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができる」とするほか、同行の業務の円滑な運営に資する

等のため、その借入金等の限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の業務等について所要の措置を講ずるものである。

本案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の業務等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 議案の目的及び要旨

本案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行の業務等について所要の措置を講ずるものである。

本開発銀行の業務等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 立上り支援資金の貸付け

産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備が大蔵大臣の定める事業の用に供される

場合には当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができる

こととする。

2 借入額等及び債券発行の限度額の引上げ

3 その他所要の改正を行うこととする。

4 この法律は、公布の日から施行する」ととて

する。

二 議案の可決理由

地域経済の活性化・多極分散型国土の形成という緊要の課題に応えるため、日本開発銀行の機能の整備等所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

日本開発銀行の平成元年度の出融資規模は、総額一兆三千九百三十億円を予定しており(出資は五十億円を予定している)。その原資として、自己資金二千八百七十億円、資金運用部資金からの借入金九千九百三十一億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金五百六十億円及び産業投資特別会計からの借入金五百六十億円、計一兆三千九百三十億円を予定している。

右報告する。

平成元年五月二十四日

大蔵委員長 中村正三郎

衆議院議長 原 健三郎殿

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成元年二月二十八日

内閣総理大臣 竹下 登

特定新規事業実施円滑化臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業について、事

業資金の調達を円滑にする等その実施を円滑に進めるための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「特定新規事業」とは、新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業のうち通商産業省の所掌に係るものであつて、当該事業に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

(実施指針)

第二条 通商産業大臣は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、特定新規事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めなければならない。

第二条 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項

二 特定新規事業の内容に関する事項

三 特定新規事業の実施方法に関する事項

四 その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

第三条 通商産業大臣は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、特定新規事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めなければならない。

第三条 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項

二 特定新規事業の内容に関する事項

三 特定新規事業の実施方法に関する事項

四 その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

第四条 特定新規事業を実施しようとする者(特定新規事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第五条 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新規事業の内容

二 特定新規事業の実施に必要な設備その他特定新規事業の実施方法

三 特定新規事業の開始時期

四 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

八 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

九 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十一 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十二 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十三 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十四 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十五 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十六 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

十七 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

第六条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定新規事業の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、特定新規事業の実施を円滑化するため、次に掲げる業務を行ふ。

第七条 通商産業大臣は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第二十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第三十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第四十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第五十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第六十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十三条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十四条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十五条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十六条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十七条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十八条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第七十九条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第八十条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第八十一条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第八十二条 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

第八十三条 通商産業

三 特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法等の特例等)

第七条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第一項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条第一号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは

「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第二十条第一項中「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びに特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条第三号に掲げる業務」とする。

2 前条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するものほか、産業構造転換円滑化臨時措置法附則第九条に定めるところによるものとする。

(社債発行限度の特例)

第八条 認定事業者であつて会社であるものは、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受け社債であつて、通商産業省令で定めるところにより募集するものについては、基金が当該新株引受け社債の元本に係る債務の額のうちその額に

通商産業省令で定める割合を乗じて得た額の債

還について保証する場合に限り、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定

による制限を超えて募集することができる。た

だし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又

は最終の貸借対照表によりその会社に現存する

純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えては

ならない。

(報告の徴収)

第九条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることが

できる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第十二条 第八条ただし書の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成八年五月二十九日まで

に廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に對し、この法律の施行の日から起算して

一月を経過した日までの間に限り、その持分のかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額に

より資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第五条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「第五十八条の二の規定」の下に「及び新規事業法第六条の規定」を加え、「及び織維工業構造改善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置法」と、「並びに」を「及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。)第六条第二号に掲げる業務並びに」「及び織維法」を「織維法」に、「掲げる業務」と、「を掲げる業務及び新規事業法第六条第二号に掲げる業務」と、「た」、「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」に改め、同項を同第五項とし、同条第三項中「の規定」の下に「及び新規事業法第六条の規定」を加え、「及び新規事業法第六条の規定」の下に「及び新規事業法第六条の規定」を加え、「及び織維法」を「織維法」と、「業務に」を「業務及び新規事業法」に、「業務に」を「業務及び新規

事業法第六条第二号に掲げる業務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基金は、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第二号。以下「新規事業法」という。)の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を新規事業法第六条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

理由

新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、産業基盤整備基金の業務に特定新規事業の実施を円滑化するため必要な業務を追加するほか、特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受け社債につき発行限度額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業について、事業資金の調達を円滑にする等その実施を円滑に進めるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「特定新規事業」とは、新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業のうち通商産業省の所掌に係るものであつて、当該事業に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

2 実施指針

(一) 通商産業大臣は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、特指針」(以下「実施指針」といふ。)を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(二) 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項
- (2) 特定新規事業の内容に関する事項
- (3) 特定新規事業の実施方法に関する事項
- (4) その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

(三) 通商産業大臣は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、実施指針を変更するものとし、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(四) 特定新規事業を実施しようとする者(特定新規事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に関する計画(以下「実施計画」といふ。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(二) 実施計画には、特定新規事業の内容、必要な設備、実施方法、開始時期、必要な資金の額及びその調達方法を記載しなければならない。

(三) 通商産業大臣は、(一)の認定の申請があった場合は、その実施計画が実施指針に適合する等適切なものと認めるときは、関係行政機関の長に協議し、その認定をするものとする。

4 産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務

産業基盤整備基金(以下「基金」といふ。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(一) 認定を受けた実施計画(以下「認定計画」といふ。)に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(二) 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

(三) 特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

5 社債発行限度の特例

(以下「認定事業者」といふ。)であつて会社で定新規事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行するため、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(以下「法律」といふ。)によつて、新株引受権付社債であつて、通商産業省令で定めるところにより募集するものについて、基金が当該新株引受権付社債の元本に係る債務の額のうちその額に通商産業省令で定める割合を乗じて得た額の償還について保証する場合に限り、商法第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

三 本案施行に伴う予算措置

平成元年度一般会計予算に、基金が行う特定新規事業実施円滑化のための情報提供業務に要する者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行するため、金融自由化対策資金から事業団に資するものには、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行するため、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(以下「法律」といふ。)によつて、新株引受権付社債であつて、通商産業省令で定めるところにより募集するものについて、基金が当該新株引受権付社債の元本に係る債務の額のうちその額に通商産業省令で定める割合を乗じて得た額の償還について保証する場合に限り、商法第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

6 その他

認定事業者に対する報告の徵収その他について定める。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 法律の廃止

この法律は、平成八年五月二十九日までに廃止するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 実施計画の認定

平成元年度一般会計予算に、基金が行う特定新規事業を実施する法人を設立しようとする者(特定新規事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行するため、金融自由化対策資金から事業団に資する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

する資金の一部補助として、二千七百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 田原 隆</p

(事業団の業務の特例)

第三条 事業団は、簡易保険郵便年金福祉事業法(昭和三十七年法律第六十四号)第十九条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、前条の規定により金融自由化対策資金から寄託された資金の運用を行うことをその業務とする。

(資金の運用)

第四条 前条に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならない。

- 一 國債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得
- 二 郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
- 四 信託で運用方法を特定しないもの

(区分経理)
第五条 事業団は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第六条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立てなければならない。

2 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額

は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに郵便貯金特別会計の

金融自由化対策特別勘定に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定の歳入とする。

5 第三項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(寄託金の受入れ)

第七条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、金融自由化対策資金から第三条の業務に必要な寄託金の受入れができる。

(準用)
第八条 第四条の規定は、第五条に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金について準用する。

(簡易保険郵便年金福祉事業法の適用)
第九条 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、簡易保険郵便年金福祉事業法を適用する。この場合において、同法第三十条中「この法律」とあるのは「この法律又は金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第号。第五

三十一条第一項及び第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同法第三十五条第一号中「又は第二十八条」とあるのは「若しくは第二十八条又は資金運用等特例法第七条」と、同条第四号中「又は第二十七条第一項第一号若しくは

第二号又は資金運用等特例法第四条第二号」と、同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

三十一一条第一項及び第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は簡易保険郵便年金福祉事業団からの納付金」を加える。
第五条の三第三項中「郵便貯金法第十章」の下に「及び資金運用等特例法第二条の規定」を加える。

理由

第一号又は資金運用等特例法第四条第二号」と、同法第三十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 事業団の平成二事業年度までの各事業年度においては、第六条第一項中「その残余の額

のうち政令で定める基準により計算した額を」とあるのは「その残余の額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。
一 議案の目的及び要旨
本案は、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 本案は、金融自由化対策資金(以下「金融貯金特別会計の金融自由化対策資金」という。)の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団(以下「事業団」という。)の業務の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金(以下「金融自由化対策資金」という。)の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団(以下「事業団」という。)の業務の特例等について所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 金融自由化対策資金の運用の特例
郵政大臣は、郵便貯金法に規定する運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第号。第五条の三第三項において「資金運用等特例法」とい

係るものを除く。)を五百円から七百万円に引き上げること。

2 政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵

政大臣が定める利率によって、利子を付けることができる」とすること。

3 政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、政令で定めるところにより、郵政大臣が定めることとする。

4 一定の証券等について郵便貯金を担保とする貸付金及びその利子の弁済に充てることができることとする。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1については、平成二年一月一日から施行すること。

官 報 (号外)

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進及び金融自由化に的確に対応するため、所要の改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙] 邮便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、為替貯金事

業をめぐる厳しい諸情勢に適切に対応するため、次の各項を実現するよう積極的に努めるべきである。

一 金利自由化の恩恵を広く国民が享受できるよう、市場金利連動型郵便貯金の最低預入金額を早急に引き下げるとともに郵便貯金を含む小口預貯金利の完全自由化の早期実現を図ること。

二 今後とも国民の健全な資産形成に資するため、郵便貯金の預入限度額の一層の引上げを図ること。

三 郵便貯金資金を地域の振興、生活環境の整備拡充等に活用するための運用対象の多様化及び運用規模の拡大など資金運用制度の一層の改善・充実を図ること。

四 多様化する国民のニーズに適切に対応するため、個人貸付制度の改善・充実を図るとともに長寿社会に対応した商品を早急に開発し提供すること。

第五条 第二項中「為替金を受け入れたときは」の下に「必要な通知を電信で行った上」を加え、同条第一項を削る。

第六条 第二項中「銀行」の下に「その他省令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)」を加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に改める。

第七条 第二項から第三項までを次のように改める。

郵便為替の料金は、当該具体的な役務の提

号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条(郵便為替に関する料金) 郵便為替に関する料金は、郵便為替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第四条 削除

第九条第一項中「為替金を受け入れたときは」の下に「必要な通知を電信で行った上」を加え、同条第一項を削る。

第十二条第一項中「銀行」の下に「その他省令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)」を加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に改める。

第十七条第一項から第三項までを次のように改める。

郵便為替の料金は、当該具体的な役務の提

供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌するとともに、一般の金融機関の送金の手数料についても配意したものでなければならない。

為替金額が百万円以下の普通為替及び電信為替の料金は、当該具体的な役務の種類に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる為替金額の区分ごとに、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内で省令で定める金額(以下「基本料金」という。)とする。ただし、

電信為替証書又は現金を受取人に送達する電信為替(以下「送電電信為替」という。)については、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相応額」という。)を加えた額とする。

一 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

一 普通為替

為替金額の区分	上限金額
一万円以下	百六十円
一万円を超え、十万円以下	三百三十円
十万円を超え、百万円以下	四百九十九円

二 電信為替

為替金額の区分	上限金額
一万円以下	三百四十円
一万円を超え、十万円以下	六百九十九円
十万円を超え、百万円以下	千三百円

国会に提出する。

右

平成元年三月十四日

内閣総理大臣 竹下 登

為替金額が百万円を超える普通為替及び電信為替の料金は、百万円又はその端数ごとに各別に請求があつたものとみなして算出した基本料金を合計した額（送達電信為替については、これに郵便料金相応額を加えた額）とする。

第十七条第三項の次に次の三項を加える。
多數若しくは定期の為替金の受入れに係る普通為替又は電信為替であつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にかかるらず、第二項第一号又は第二号の表の為替金額が一円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額（送達電信為替があつては、これに郵便料金相応額を加えた額）とする。

下の場合の普通為替の基本料金を超えない範囲内で省令で定める金額とする。郵政大臣は、第二項本文及び前項の省令の制定又は改正をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

第十八条の見出し中「及び低減」を削り、同条第一項中「売さばき」を「売りさばき」に、「免除し、又は低減する」を「免除する」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第三項中「取扱い」を「取扱い」に、「郵便に関する料金を基準として省令の定める料金」を「省令で定める額の料金」に改める。第七項に改める。

第二十六条中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。

第三十条第二項中「通信料」を「料金」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十八条（払込み、振替及び払出しの料金）払込み、振替及び払出しの料金は、当該具体的のものでなければならない。

第十九条を次のように改める。

第十八条（払込み、振替及び払出しの料金）払込み、振替及び払出しの料金は、当該具体的のものでなければならない。

第三十一条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十四条の二第一項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第三十五条の二第一項を次のように改める。

前項の規定による取扱いについては、第三十条第二項の規定を準用する。

第四章の次に第一章を加える。

第五章 雜則

第三十八条の三（協議）郵政大臣は、第十七条第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第三条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第三条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（郵便振替法の一部改正）

第二条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）

目次中「第二節 在外加入者の郵便振替（第六十六条—第七十条）」を「第二節 在外加入者（第六十六条—第七十条）」に改める。

第十六条（郵便振替に関する料金）郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十六条を次のように改める。

第四条（郵便振替に関する料金）郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十六条を次のように改める。

第十四条（郵便振替に関する料金）郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十四条を次のように改める。

第十二条（郵便振替に関する料金）郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十二条を次のように改める。

第十一条（郵便振替に関する料金）郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十一条を次のように改める。

第十条（郵便振替に関する料金）郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十条を次のように改める。

な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参考するとともに、一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料についても配意したものでなければならぬ。

払込み金額が百万円以下の払込み（第五項に規定するものを除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）振替及び払出金額が百円以下の払出し（第五項に規定するもの及び小切手払を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の料金は、当該具体的な役務の種類に応じ、払込み又は払出しにあつて又は現金を受取人に送達する払出し（以下「送達払出し」という。）にあつては、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額（次項及び第四項において「郵便料金相応額」という。）を加えた額とする。

又は現金を受取人に送達する払出し（以下「送達払出し」という。）にあつては、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額（次項及び第四項において「郵便料金相応額」という。）を加えた額とする。

は第一号又は第三号の表の上欄に掲げる払込み額又は払出金額の区分ごとに、かつ、それ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内で、振替にあつては第二号に掲げる金額を超えない範囲内で、省令で定める金額（以下「基本料金」という。）とする。ただし、払出証書で、振替にあつては第二号に掲げる金額を超えてはならない。

一 払込み	払込金額の区分	上限金額
一万円以下	四百七十九円	二百三十九円
一万円を超え、十万円以下	六百四十円	三百九十九円
十万円を超え、百万円以下	九百円	五百九十九円
一円以上		

二 振替

二 扯出し	払出金額の区分	上限金額
一万円以下	四百七十九円	二百三十九円
一万円を超え、十万円以下	六百四十円	三百九十九円
十万円を超え、百万円以下	九百円	五百九十九円
一円以上		

三 扯出し

多數若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にあつては、これに郵便料金相応額を加えた額とする。

払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額（送達料金にあつては、これに郵便料金相応額を加えた額）とする。

次の各号に掲げる払込み又は払出しの料金は、簡明を旨とし、当該取扱いの特質を参考して省令で定める金額とする。この場合において、多数若しくは定期の払込み又は払出し（第一号に掲げるものを除く。）であつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金の額は、第二項第一号又は第三号の表の払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額を超えてはならないものとする。

第五十条の三の規定による払出し

第五十一条第一項の規定による払出し

第五十二条第一項の規定による払込み

第五十二条第二項の規定による払出し

第五十八条第一項に規定する口座に当該

第五十九条第一項の規定による払込み

第六十三条第一項の規定による払込み

第六十三条第二項の規定による払込み

第六十四条の規定による払出し

第六十五条第一項の規定による払込み

第六十六条第一項の規定による払込み

第六十七条第一項の規定による払込み

第六十八条第一項の規定による払込み

第六十九条第一項の規定による払込み

第七十条第一項の規定による払込み

郵政大臣は、第二項本文の省令の制定又は改正をしようとするときは、政令で定める審

議会に諮問しなければならない。
第十九条の見出し中「及び低減」を削り、同条第一項中「通常現金払若しくは電信現金払」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十条第二項中「電信払込み又は電信振替に係る」を削る。

第二十一条第一項第一号を削り、同項第三号中「前号に掲げるものを除いて、」を削り、同号を同項第二号とする。

第二十三条第二項及び第三項中「通常払込み及び通常振替」を「払込み及び振替」に改める。

第二十六条 削除
第二十七条を次のように改める。

第二十八条第二項を次のように改める。

第二十九条を次のように改める。

第三十条を次のように改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十九条を次のように改める。

第四十条を次のように改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十七条を次のように改める。

第三十八条第一項中「通常現金払及び電信現金払」を「現金払」に改め、「郵政省の機関相互間の通知を通常現金払にあつては郵便で、電信現金払にあつては電信で行った上」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

払出しは現金払及び小切手払とする。

第三十九条中「通常現金払若しくは電信現金払」を「現金払」に、「第十九条第三項に規定する通常現金払」を「第十八条第五項第九号に規定する通常現金払」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「通常現金払」を「現金払」に改める。

第四十二条中「電信現金払」を「省令で定める」ところにより現金払に改める。

第四十三条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め、同条第二項中「通信料」を「料金」に改める。

第四十四条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改める。

第四十五条第一項中「銀行」の下に「その他省令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）」を加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に、「以て」を「もつて」に改める。

第四十六条の七中第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

第六十五条 削除
第六十六条の見出し中「払渡し」を「払渡し」に改め、同条第一項中「通常現金払」を「現金払」に、「払渡し」を「払渡し」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。

第六十七条 削除
第六十八条の見出し中「払渡し」を「払渡し」に改め、同条第一項中「通常現金払」を「現金払」に、「払渡し」を「払渡し」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十三条（取扱料金の徴収方法）公金に関する郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条第一項の金融機関は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第六十四条の規定による払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する場合における払込み又は振替の料金は、その組合並びに第五十八条第一項の金融機関は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第六十五条 削除
第六十六条の二中「第六十条及び前条第二項」を「及び第六十条」に改める。

第六十七条 削除
第六十八条の二中「第六十条及び前条第二項」を「第六十五条を次のように改める。

第六十九条 削除
第六十条を次のように改める。

第六十一条 削除
第六十二条を次のように改める。

第六十三条 削除
第六十四条を次のように改める。

第六十五条 削除
第六十六条の二中「第六十条及び前条第二項」を「第六十五条を次のように改める。

第六十七条 削除
第六十八条の二中「第六十条及び前条第二項」を「第六十五条を次のように改める。

第六十八条 削除
第六十九条の二（協議）郵政大臣は、第十八条第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第四条の規定の趣旨に従うようとする。

第六十九条の二（協議）郵政大臣は、第十八条第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第四条の規定の趣旨に従うようとする。

第六十条第三項を削る。

第三十六条中「郵政省の機関相互間の通知を通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信で行った上」を削る。

第五十八条第一項中「又は振替を請求する場合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十条第三項を削る。

第一条第四号中「事項」の下に「(その放送が受託国内放送であるときは、委託して放送をさせること)」を加える。

第二条の二第一項中「は、放送」の下に「(委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第五十二条の十三第一項、第五十三条第一項、第五十三条第

一項及び第五十三条の十二第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「置局」の下に「(受託 국내放送にあつては、受託国内放送を行う放送局の置局及び委託放送業務)」を加え、同項第

二号中「の放送の区分」の下に「、国内放送、受託

国内放送、国際放送又は中継国際放送の区分」

を加え、同項第三号中「の数」を「以下この号に

おいて同じ。)」の数(受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送すること

のできる放送番組の数)」に改め、同条第六項中

「放送事業者」の下に「(受託放送事業者及び委託

放送事業者を除く。)」を加える。

第六条中「の放送を」を「(受託放送事業者を除く。)の放送(委託して行わせるものを含む。)を」に改める。

第九条の二の次に次の二条を加える。

(業務の委託)

第九条の三 協会は、第九条第一項の業務又は第三十三条第一項若しくは第三十四条第一

項の規定によりその行う業務(次項において「第九条第一項の業務等」という。)について

は、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第九条第一項の業務等の円滑な遂

行に支障が生じないようにするものでなければならぬ。

3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を郵政大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 第十四条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

5 第九条の三第一項に規定する基準を第十九条の三第一項に規定する基準

を第十六条第四項中「左の」を「次の」に改め、同

項第一号中「禁」と「禁錮」に改め、同項第五号中「この条中」を「この条において」に改め、同項

第六号中「放送事業者」の下に「(受託放送事業者を除く。)」を加え、「ニュース」を「ニュース」に改める。

6 第二十七条第五項中「放送事業」の下に「(受託放送事業者を除く。)」を加え、「ニュース」を「ニュース」に改める。

7 第二十六条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

8 子会社は、正当な理由があるときは、第五

項の規定による報告又は前項の規定による調査を拒むことができる。

9 第二十七条第五項中「放送事業者」の下に「(受

託放送事業者を除く。)」を加える。

10 第三十条第二項中「放送事業」の下に「(受託放

送事業を除く。)」を加える。

11 第五十二条の二第一項又は第五十二条

第六号中「放送区域等」の下に「放送区域の」を「放送区域等」に、「放送区域内の」を「放

送区域等の区域内の」に改める。

12 第五十三条第一項中「同条第四項第二号」の下に「(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)」を加え、同条第五十二条の八とする。

13 第五十六条の二に次の六号を加える。

14 第五十三条第一項の九第一項の規定に違反して放送番組の放送の委託の申込みを拒んだ者は、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

七 第五十二条の十第一項の規定により届け

出た提供条件によらないで、受託放送役務を提供した者

は、その株式会社は、子会社とみなす。他

の有限会社の資本の過半に当たる出資口数を

協会及び子会社又は子会社が有するときは、

同様とする。

反した者

八 第五十二条の十七第一項の規定による許可を受けないで委託放送事項を変更した者

九 第五十二条の二十四第一項の規定による命令に違反した者

第十条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第十五条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第十六条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第十七条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第十八条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第十九条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十一条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十二条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十三条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十四条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十五条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十六条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十七条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十八条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第二十九条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第三十条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第三十一条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

第三十二条の二 案件の審査に當り、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関する報告を請求する。

五 第五十五条の十三第一項第三号(委託放送業務に関する認定の基準)の規定による郵政省令を制定し、又は変更しようとするときは。

第五十三条の四第一項中前項各号の下に「(第四号を除く。)」を加え、同条を第五十三条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第四号及び第五号の規定により諸問を受けた場合には、聴聞を行わなければならぬ。

電波法第六十九条の十二第三項から第七項までの規定は、前項の聽聞に準用する。

第五十二条の九 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送番組について、当該委託放送事業者に係る第五十二条の十四第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項(次項において「認定証記載事項」という。)に従つた放送の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

受託放送事業者は、委託放送事業者以外の者から放送番組の放送の委託の申込みを受け

たとき、又は委託放送事業者から、その放送番組について、認定証記載事項に従わない放送の委託の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

(役務の提供条件)
第五十二条の十 受託放送事業者は、委託放送事業者の委託によりその放送番組を放送する役務(以下「委託放送役務」という。)の料金を

の他の郵政省令で定める提供条件を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の指摘条件は、次の真偽を定めるのでなければならない。

一 受託放送役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当であること。

一、受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 委託放送事業者に不当な義務を課するものでないこと。

第五十二条の十一 郵政大臣は、受託放送事業者が前条第一項の規定により届け出た提供条件が同条第二項各号に適合しないため、当該提供条件による受託放送業務の提供が委託放

送業務の運営を阻害していると認めるときは、当該受託放送事業者に対し、当該提供条

件を変更すべきことを命ずることができない。

第五十二条の十二 第一章の二及び前章（第五十二条の八を除く。）の規定は、受託放送事業者には、適用しない。

ホ　この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

ヘ　第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分

に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制

限に係るものに限る。)を受け、その取消しの日から一年を経過しない者

り 法人又は団体であつて、その役員がホ
からチまでのいすれかに該当する者であ
るもの

前項の認定を受けようとする者は郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならぬ。

四 一 委託して行わせる放送の種類
二 希望する委託の相手方
三 委託の相手方の人工衛星の放送局に関する
希望する人工衛星の軌道又は位置

- 五 委託して行わせる放送に關し希望する周波数
- 六 業務開始の予定期日
- 七 委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）
- 3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。
- （指定事項及び認定証）
- 第五十二条の十四 前条第一項の認定は、次の事項を指定して行う。
- 一 委託の相手方
 - 二 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 三 委託して行わせる放送に係る周波数
 - 四 委託の相手方
 - 五 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 六 委託して行わせる放送に係る周波数
 - 七 委託放送事項
- （業務の開始及び休止の届出）
- 第五十二条の十五 委託放送事業者は、第五十二条の十三第一項の認定を受けたときは、遅滞なくその業務の開始の期日を郵政大臣に届け出なければならない。

- 2 委託放送業務を一箇月以上休止するときは、委託放送事業者は、その休止期間を郵政大臣に届け出なければならない。
- 第六条の十六 第五十二条の十三第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければならぬ。その効力を失う。
- （認定の更新）
- 第五十二条の十六 第五十二条の十三第一項の認定は、第五十二条の十三第一項第三号に適合すべきは、第五十二条の十三第一項第三号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。
- （委託放送事項等の変更）
- 第五十二条の十七 委託放送事業者は、委託放送事項を変更しようとするときは、あらかじめ郵政大臣は、電波法の規定により、委託放送事業者の委託の相手方（以下この項において「委託の相手方」という。）以外の者が該委託に係る人工衛星の軌道又は位置及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送する無線局の免許を受けたとき、委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数について変更の許可又は指定の変更を受けたときその他のこれらに準ずるものとして郵政省令で定めるときは、当該委託放送事業者の申請により、第五十二条の十四第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。
- （承継）
- 第五十二条の十八 委託放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、委託放送事業者の地位を承継する。この場合において

- は、相続人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
- 2 委託放送事業者が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、郵政大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。
- 3 第五十二条の十三第一項の規定は、前項の認定証は、前項の更新の申請があつたときは、第五十二条の十三第一項第三号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。
- （認定証の訂正）
- 第五十二条の十九 委託放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を郵政大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- （業務の廃止）
- 第五十二条の二十 委託放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
- 第五十二条の二十一 委託放送事業者が委託放送業務を廃止したときは、第五十二条の十三第一項の認定は、その効力を失う。
- （認定証の返納）
- 第五十二条の二十二 第五十二条の十三第一項の認定がその効力を失つたときは、委託放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。
- （認定の取消し等）
- 第五十二条の二十三 郵政大臣は、委託放送事業者が第五十二条の十三第一項第五号へを除く。の規定に該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。
- （通知）
- 第五十二条の一十六 郵政大臣は、第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき、又は第五十二条の二十三若しくは第五十二条の二十四第一項の規定による認定の取消し若しくは同条第一項の規定による業務の停止の命令をしたときは、その旨を当該届出又は取消し若しくは命令に係る委託放送事業者の委託の相手方に通知するものとする。

(読み替規定)

第五十二条の二十七 委託放送事業者について

第一章の二及び第三章の規定を適用する場合

においては、第三条の二第一項及び第三条の

三第二項中「国内放送」とあるのは「受託國内

放送」と、第三条の二第三項中「放送」とあ

るのは「放送の委託」と、同条第四項中「を

行う」とあるのは「を委託して行わせる」と

第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放

送事項(委託して行わせる放送の放送事項を

いう。)」と、同条第五十二条第一項、第五

十五条の二及び第五十二条の二中「行う」とあ

るのは「委託して行わせる」と、第四条第一項

第五十二条第一項、第五

十五条の二及び第五十二条の二中「行う」とあ

るのは「委託して行わせる」と、第四条第一項

第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号イからハまで」と、「同条第四項第一号(受託放送事業者)については、同条第一項第四号」とあるのは「同号ニ」と読み替えるものとする。

第四章 放送番組センター
(指定)

第五十三条 郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十一条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター(以下「センター」といふ。)として指定することができる。

2 郵政大臣は、前項の申出をした者が、次の各号の一に該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

3 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

4 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。

5 郵政大臣は、前項の規定により指定してはならない。

6 放送番組に關する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。

7 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

8 諸問委員会は、センターの諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

9 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

10 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

11 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

12 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

13 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

14 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

15 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

16 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

17 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

18 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

19 センターは、諸問委員会が第一項の規定により諸問題に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

を公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(放送番組収集諮詢委員会)

第五十三条の四 センターは、放送番組収集諮詢委員会(以下「諮詢委員会」という。)を置くものとする。

2 諒問委員会は、センターの諮詢に応じ、収集の基準等に関する事項を審議する。

3 センターは、収集の基準等を定め、又はこれを変更しようとするときは、諮詢委員会に諮問しなければならない。

4 センターは、諮詢委員会が第一項の規定により諮詢に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 諒問委員会の委員は、協會が推薦する者、学園が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

6 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

7 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

8 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

9 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

10 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

11 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

12 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

13 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

14 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

15 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

16 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

17 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

18 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

19 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

20 センターは、諮詢委員会の委員は、協會が推薦する者、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が組織する団体が推薦する者及び學識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	板定俸給年額
大將	六、三八八、三〇〇円
中將	五、六九三、四〇〇円
少將	四、五一三、〇〇〇円
大佐	三、九一〇、五〇〇円
中佐	三、七四一、九〇〇円
少佐	二、九一四、三〇〇円
大尉	二、四七六、一〇〇円
中尉	一、九六六、六〇〇円
少尉	一、六八三、七〇〇円
准士官	一、五五二、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、二七九、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一九八、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一六七、五〇〇円
兵	一、〇六九、九〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、四九四、〇〇〇円」を「一、五一四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、三五八、〇〇〇円」を「一、三八五、〇〇〇円」、
 「一、〇八九、〇〇〇円」を「一、一一一、〇〇〇円」、
 「八七六、〇〇〇円」を「八九四、〇〇〇円」、
 「七七五、〇〇〇円」を「七九一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。
 附則別表第六(附則第十三条関係)

板定俸給年額	金額
六、三八八、三〇〇円	六、二三三四、四〇〇円
五、六九三、四〇〇円	五、五九〇、六〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

板定俸給年額	金額
六、三八八、三〇〇円	六、八六七、四〇〇円
五、六九三、四〇〇円	六、一二五、八〇〇円
四、五一三、〇〇〇円	五、一八三、九〇〇円
三、九一〇、五〇〇円	四、五一三、〇〇〇円
二、七四一、九〇〇円	四、二四九、三〇〇円
二、九一四、三〇〇円	三、三九一、七〇〇円
一、四七六、一〇〇円	二、八二一、二〇〇円
一、九六六、六〇〇円	二、二四八、〇〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、九六六、六〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、七七六、二〇〇円
一、二七九、五〇〇円	一、四四六、五〇〇円
一、一九八、一〇〇円	一、三五七、一〇〇円

年四月分以降、その加給の年額を、十九万二千円に改定する。

² 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改定後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改定後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は第九条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は

第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成元年八月分以降、その加算の年額を、それぞれ改定後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十条 傷病者遺族特別年金については、平成元年四月分以降、その年額を、改定後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成元年四月分以降、その年額を、改定後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定す

る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸

給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、

法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸

給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改定後の法律第百五十五号附則別表第八）

の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職權改定）

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出で得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十四条 平成元年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十一條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 備 給 年 額
九三三、九〇〇円	九四二、六〇〇円
九六四、九〇〇円	九八四、四〇〇円
一、〇〇七、一〇〇円	一、〇一七、四〇〇円

附則別表(附則第二条関係)

一、〇四八、七〇〇円	一、〇六九、九〇〇円
一、〇九一、三〇〇円	一、一一三、三〇〇円
一、一一七、七〇〇円	一、一四〇、三〇〇円
一、一四四、四〇〇円	一、一六七、五〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、一九八、一〇〇円
一、二一七、一〇〇円	一、二四一、七〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、二七九、五〇〇円
一、二八八、四〇〇円	一、三一四、四〇〇円
一、三三〇、二〇〇円	一、三五七、一〇〇円
一、三七一、一〇〇円	一、三九九、八〇〇円
一、四一七、九〇〇円	一、四四六、五〇〇円
一、四六四、〇〇〇円	一、四九三、六〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、五五二、三〇〇円
一、五五七、九〇〇円	一、五八九、四〇〇円
一、六〇四、八〇〇円	一、六三七、二〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、六八三、七〇〇円
一、七四一、〇〇〇円	一、七七六、二〇〇円
一、七六五、二〇〇円	一、八〇〇、九〇〇円
一、八三五、〇〇〇円	一、八七二、一〇〇円
一、九二七、七〇〇円	一、九六六、六〇〇円
一、〇三〇、二〇〇円	一、〇七一、二〇〇円
一、〇八一、五〇〇円	一、一二四、六〇〇円
一、一三一、五〇〇円	一、一七五、六〇〇円
一、一〇三、五〇〇円	一、一四八、〇〇〇円
一、一四五、四〇〇円	一、一九〇、八〇〇円
一、三六七、一〇〇円	一、四一四、九〇〇円

二、四一七、一〇〇円	二、四七六、一〇〇円	五、七五九、〇〇〇円	五、八七五、三〇〇円
二、四九〇、一〇〇円	二、五四〇、五〇〇円	五、九三九、〇〇〇円	六、〇五九、〇〇〇円
二、六一、三〇〇円	二、六六四、〇〇〇円	五、九七一、七〇〇円	六、〇九三、三〇〇円
二、七三三、五〇〇円	二、七八八、七〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円	六、一二五、八〇〇円
二、七六五、三〇〇円	二、八二一、二〇〇円	六、〇三六、四〇〇円	六、一五八、三〇〇円
二、八六六、四〇〇円	二、九一四、三〇〇円	六、一一一、〇〇〇円	六、一二三四、四〇〇円
二、〇〇九、六〇〇円	二、〇七〇、四〇〇円	六、一六一、八〇〇円	六、三八八、三〇〇円
二、一五一、三〇〇円	二、二一五、〇〇〇円	六、四一二、七〇〇円	六、五四一、一〇〇円
二、二三九、一〇〇円	二、三〇四、五〇〇円	六、四八七、三〇〇円	六、六一八、三〇〇円
二、三三四、五〇〇円	二、三九一、七〇〇円	六、五六三、七〇〇円	六、六九六、三〇〇円
二、四九八、〇〇〇円	二、五六八、七〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、六九六、三〇〇円
二、六六七、八〇〇円	二、七四一、九〇〇円	六、四一二、七〇〇円	六、五四一、一〇〇円
二、七〇一、一〇〇円	二、七七五、九〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
二、八三三、一〇〇円	二、九一〇、五〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
二、九九九、六〇〇円	二、〇八〇、四〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
四、一六五、二〇〇円	四、二四九、三〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
四、三二九、七〇〇円	四、四一七、二〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
四、四三三、四〇〇円	四、五二三、〇〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
四、五四四、一〇〇円	四、六三五、九〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
四、七五七、二〇〇円	四、八五三、三〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
四、九七二、七〇〇円	五、〇七三、一〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
五、〇八一、三〇〇円	五、一八三、九〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
五、一八四、三〇〇円	五、二八九、〇〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
五、三八八、七〇〇円	五、四九七、六〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
五、四七九、九〇〇円	五、五九〇、六〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	五、六九三、四〇〇円	六、四一七、二〇〇円	六、五四一、一〇〇円

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給年額の計算基礎となる俸給年額が九二三、九〇〇円未満の場合又は六、五六三、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二〇二を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等

を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 恩給年額の増額
(1) 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額

を、平成元年四月分以降、二・〇二%引き上げること。

(2) 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

平成元年六月九日 衆議院会議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(1) 普通恩給の最低保障額

区 分	実在職年数	現行年額	平成元年四月 改定期額	六十五歳以上の者	
				最短恩給年限以上	九年以上
受給者 六十五歳未満の傷病恩給	恩給受給者を除く。(傷病)		六年未満	六年以上九年未満	最短恩給年限未満
	九年以上	六八一、一〇〇円		五四四、九〇〇円	六八一、一〇〇円
受給者 六十五歳未満の傷病恩給	六年未満	四五四、一〇〇円	四年以上九年未満	四五四、九〇〇円	六九四、八〇〇円
				五六五、八〇〇円	六九四、八〇〇円

(2) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	改定年額
最短恩給年限以上	六三五、〇〇〇円	六四七、八〇〇円
九年以上	四七六、三〇〇円	四八五、九〇〇円
最短恩給年限未満		
六年未満	三八一、〇〇〇円	三八八、七〇〇円
六年以上九年未満	三一七、五〇〇円	三三三、九〇〇円

普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算の年額を、次表のとおり引き上げること。

扶養遺族數等	現行年額	改定年額
扶養遺族である子二人以上	二二九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
扶養遺族である子一人	一一五、五〇〇円	一一六、三〇〇円
扶養遺族である子を有しない六十歳以上		

(四) 公務関係扶助料の最低保障額等の増額

区分	現行年額	改定元年四月額		
		年	月	額
公務扶助料	一、四六一、〇〇〇円	一、四九一、〇〇〇円		
扶助料非公務扶助料及び特例扶助料	〔遺族加算を含んだ額 一、二三六、〇〇〇円 遺族加算を含んだ額 一、二三六、四〇〇円〕	〔四月分以降の 遺族加算を含んだ額 一、五六一、四〇〇円〕	〔八月分以降の 遺族加算を含んだ額 一、五九一、四〇〇円〕	〔八月分以降の 遺族加算を含んだ額 一、五九六、三〇〇円〕
	〔四月分以降の 遺族加算を含んだ額 一、二五九、四〇〇円〕	〔八月分以降の 遺族加算を含んだ額 一、二六四、三〇〇円〕	〔八月分以降の 遺族加算を含んだ額 一、一五九、〇〇〇円〕	

(1) 増加恩給
傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げる」と

区	分	現行年額	改定年額	平成元年四月
第一項	症	四、六一、〇〇〇円	四、七〇四、〇〇〇円	
第二項	症	三、八四一、〇〇〇円	三、九一九、〇〇〇円	
第三項	症	三、一六五、〇〇〇円	三、二二九、〇〇〇円	
第四項	症	二、五〇三、〇〇〇円	二、五五四、〇〇〇円	
第五項	症	二、〇一六、〇〇〇円	二、〇六七、〇〇〇円	
第六項	症	一、六三七、〇〇〇円	一、六七〇、〇〇〇円	
第七項	症	一、四九四、〇〇〇円	一、五一四、〇〇〇円	

区 分		現 行 年額	改 平 成 元 年 四 月 額
第 一 款 症		一、三五八、〇〇〇円	一、三八五、〇〇〇円
第二 款 症		一、〇八九、〇〇〇円	一、一一一、〇〇〇円

- 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講すること。
- 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

五段行誤
三末二一刻な
四末四行われるのを一刻も
五五行われるのか

衆議院会議録第十七号中正誤

発行所	虎ノ門一〇五
大蔵省印局	東京都港区 二丁目二番四号
電話	03(587)4302
定価	本号一部 六円を含む